

与謝野町国民保護計画

令和 5 年 8 月

与 謝 野 町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	2
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	町地域防災計画との関係	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	町の地理的、社会的特徴	13
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態等	16
2	緊急対処事態	16
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	町における組織・体制の整備	18
1	町の各課等における平素の業務	18
2	町職員の参集基準等	19
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	府との連携	23
3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等との連携	25
第3	情報収集・伝達・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	通信の確保	27
3	警報等の伝達に必要な準備	27
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
5	被災情報の収集・報告に必要な準備	30
第2章	避難及び救援に関する体制の整備	31
1	避難に関する基本的事項	31
2	避難実施要領のパターンの作成	32
3	救援に関する基本的事項	32
4	運送事業者の運送力・運送施設の把握等	33
5	避難施設の指定	33

6	生活関連等施設の把握.....	34
第3章	物資及び資材の備蓄、整備.....	36
1	町における備蓄.....	36
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	37
第4章	国民保護に関する研修、訓練及び啓発.....	38
1	研修.....	38
2	訓練.....	38
3	国民保護措置に関する啓発.....	39
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	39
第5章	避難行動要支援者等への支援体制の整備.....	41
1	避難行動要支援者対策.....	41
2	外国人対策.....	42
第6章	観光旅行者等の保護.....	43
1	観光旅行者等への情報伝達体制の構築.....	43
2	帰宅困難な観光旅行者等対策.....	43
第3編	武力攻撃事態等への対処.....	44
第1章	実施体制の確立.....	44
第1	事前認定における初動体制.....	44
1	緊急事態連絡室の設置.....	44
2	緊急事態連絡室の初動措置.....	45
3	対策本部への移行に要する調整.....	45
4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	46
第2章	事態認定後の体制.....	48
1	町対策本部の設置.....	48
2	通信の確保.....	52
第3章	関係機関相互の連携.....	53
1	国・府の対策本部との連携.....	53
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	53
3	自衛隊の部隊等の派遣要請等.....	54
4	他の市町村間の応援、事務の委託.....	55
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	55
6	町の行う応援等.....	56
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	56
8	住民への協力要請.....	57
第4章	警報及び避難の指示等.....	58
第1	警報の伝達等.....	58
1	警報の内容の伝達等.....	58
2	警報の内容の伝達方法.....	59
第2	緊急通報の伝達及び通知.....	60
第3	避難の指示等.....	61

1	避難の指示の通知・伝達.....	61
2	武力攻撃事態の特徴等.....	62
3	避難実施要領.....	65
4	避難住民の誘導.....	67
5	避難住民の誘導の支援等.....	68
6	病院等の施設在所者の避難.....	71
7	避難住民の復帰のための措置.....	71
第5章	救援.....	76
1	救援の実施.....	77
2	関係機関との連携.....	77
3	救援の実施内容等.....	78
第6章	安否情報の収集・提供.....	79
1	安否情報の収集・整理等.....	79
2	府に対する報告.....	80
3	安否情報の照会に対する回答.....	80
4	日本赤十字社に対する協力.....	81
5	安否情報伝達手段の活用.....	82
第7章	武力攻撃災害への対処.....	83
第1	武力攻撃災害への対処.....	83
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	83
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	83
第2	応急措置等.....	84
1	事前措置.....	84
2	退避の指示.....	84
3	警戒区域の設定.....	85
4	応急公用負担等.....	86
5	消防に関する措置等.....	86
第3	生活関連等施設における災害への対処等.....	89
1	生活関連等施設の安全確保.....	89
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	89
第4	NBC攻撃による災害への対処.....	91
第8章	被災情報の収集及び報告.....	94
1	被災情報の収集及び報告.....	94
第9章	保健衛生の確保及び廃棄物の処理.....	95
1	保健衛生の確保.....	95
2	廃棄物の処理.....	96
第10章	文化財の保護.....	98
第11章	生活の安定に関する措置.....	99
1	生活関連物資等の価格安定等.....	99
2	避難住民等の生活安定等.....	99

3	生活基盤等の確保.....	100
第12章	特殊標章等の交付及び管理.....	101
第4編	復旧等.....	103
第1章	応急の復旧.....	103
1	基本的考え方.....	103
2	ライフライン施設の応急の復旧.....	103
3	運送路の確保に関する応急の復旧等.....	104
第2章	本格復旧.....	105
1	国における所要の法制の整備等.....	105
2	町が管理する施設及び設備の復旧.....	105
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等.....	106
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	106
2	損失補償及び損害補償.....	106
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	106
4	他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁.....	107
5	消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁.....	107
第5編	緊急処理事態への対処.....	108
1	緊急処理事態.....	108
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達.....	108

【資料編】

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

わが国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府が、国際協調に基づく外交努力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。

しかし、一方では、こうした外交努力にもかかわらず、わが国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を整えておくこともまた極めて重要なことである。

町は、住民の安心・安全が脅かされるいかなる事態においても、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、一人ひとりの基本的人権を最大限尊重しながら、住民の協力を得つつ、関係機関と連携し、総合的な危機対応に万全を尽くす必要がある。

万が一、武力攻撃事態等となった場合、避難、救援、武力攻撃災害への対処など国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、住民の安心・安全を確保するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

与謝野町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。平成29年12月一部変更。以下「基本指針」という。）及び京都府の国民の保護に関する計画（平成30年6月修正。以下「府国民保護計画」という。）を踏まえ、与謝野町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務に鑑み、国民保護法第35条及び基本指針に基づき、町国民保護計画を作成する。

この際、総合的な危機管理機能の強化の観点から、与謝野町地域防災計画（令和4年3月修正。以下「町地域防災計画」という。）をはじめ危機管理に関する協定、マニュアル等の武力攻撃事態等への適用の確認や必要な見直しを行い、活用する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等、以下に示す国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

- ① 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における基本指針の見直し及び国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、府国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、与謝野町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上住民の意見を聴取し、知事に協議し、その同意を得た後町議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 町地域防災計画との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「町地域防災計画」等に準じて対応する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護法その他の法令、基本指針に基づいて国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

この場合、日本国憲法第14条、第18条、第19条、第21条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重する。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な広報手段を活用して提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、府、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をはじめ、町内の関係機関や団体等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合、住民は、その自発的な意思により、必要な協力を行うよう努める。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア活動環境の整備に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、疾病等の療養者、日本語の理解が不十分な外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請等に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(10) 外国人への国民保護措置の適用

町は、町内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

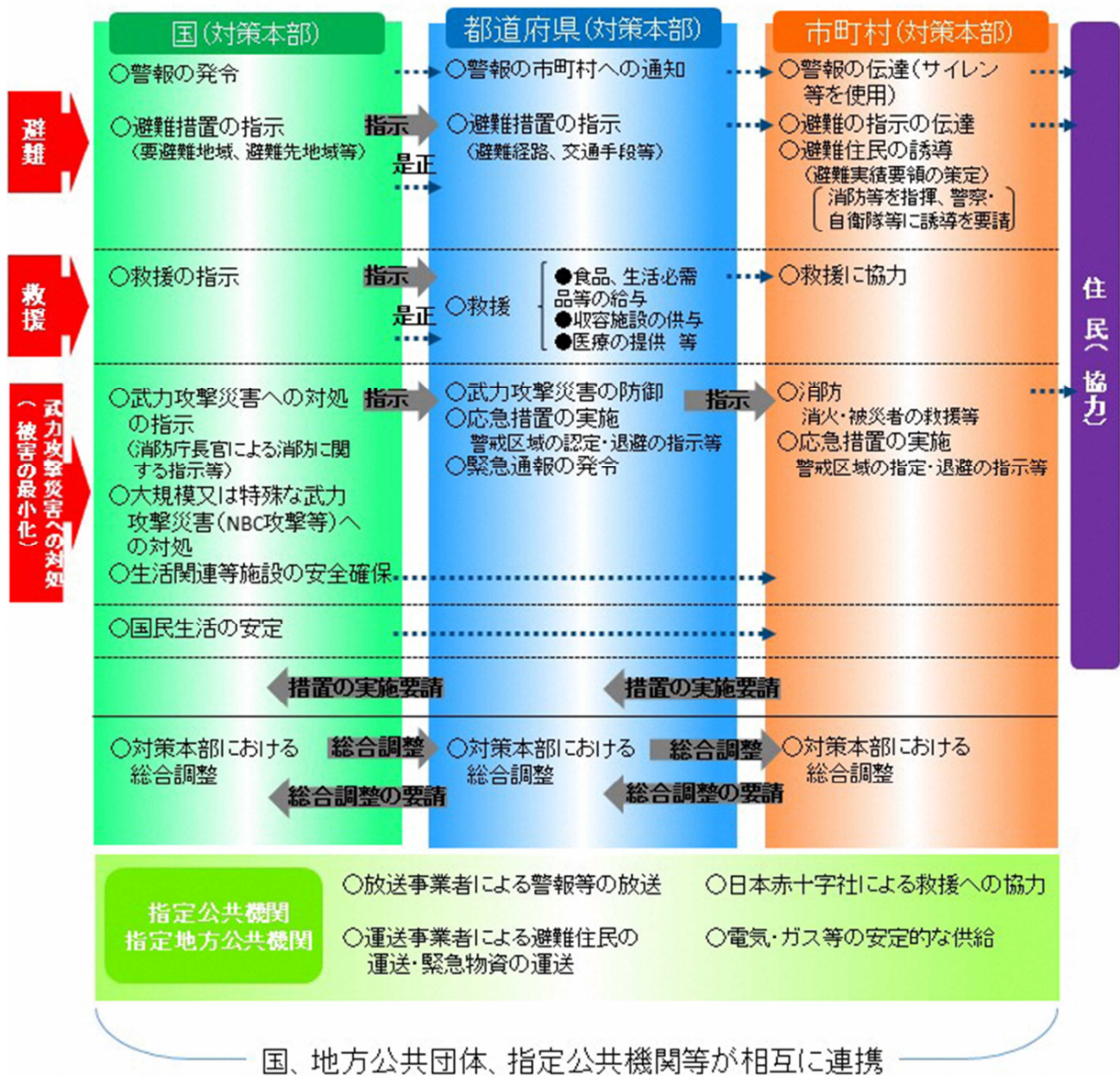
(11) 観光旅行者等への国民保護措置の適用

町は、観光旅行者や訪問者等の来町を鑑み、観光旅行者等についても武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(※)



※ 緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置(緊急対処保護措置)を実施

町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
与謝野町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

府の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
京都府	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局(京都財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関(京都税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
京都労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
近畿農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用・復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部(近畿支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化天然ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局(大阪空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
大阪管区气象台(京都地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>放送事業者</p> <p>日本放送協会 (京都放送局)</p> <p>朝日放送テレビ(株)</p> <p>朝日放送ラジオ(株)</p> <p>毎日放送(株)</p> <p>関西テレビ放送(株)</p> <p>読売テレビ放送(株)</p> <p>大阪放送(株)</p> <p>(株)京都放送</p> <p>(株)エフエム京都</p>	<p>1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送</p>
<p>運送事業者</p> <p>[バス事業者]</p> <p>西日本ジェイアールバス(株)</p> <p>近鉄バス(株)</p> <p>京阪バス(株)</p> <p>阪急バス(株)</p> <p>京都京阪バス(株)</p> <p>京阪京都交通(株)</p> <p>京都バス(株)</p> <p>丹後海陸交通(株)</p> <p>奈良交通(株)</p> <p>(株)ヤサカバス</p> <p>京都交通(株)</p> <p>ヤサカ観光バス(株)</p> <p>帝産観光バス(株)(京都支店)</p> <p>ケイエム観光バス(株)(京都支店)</p> <p>[鉄道事業者]</p> <p>日本貨物鉄道(株)</p> <p>西日本旅客鉄道(株)(京滋支社)</p> <p>東海旅客鉄道(株)(関西支</p>	<p>1 避難住民及び緊急物資の運送</p> <p>2 旅客及び貨物の運送の確保</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
社) 近畿日本鉄道(株) 京阪電気鉄道(株) 阪急電鉄(株) 京福電気鉄道(株) 叡山電鉄(株) 嵯峨野観光鉄道(株) 北近畿タンゴ鉄道(株) WILLER TRAINS(株) [トラック事業者] 佐川急便(株)(京都支店) 西濃運輸(株) 日本通運(株)(京都支店) 福山通運(株)(京都支店) ヤマト運輸(株)(京都主管支店) (一社)京都府トラック協会	
電気通信事業者 西日本電信電話(株)(京都支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) KDDI(株) ソフトバンク(株) (株)NTTドコモ	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者 関西電力(株)(京都支店) 関西電力送配電(株)(京都本部)	1 電気の安定的な供給
ガス事業者 大阪ガス(株)(京滋導管部) (一社)京都府LPガス協会	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院その他の医療機関等 (独)国立病院機構(京都医療センター) (一社)京都府医師会	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者 (独)水資源機構(関西・吉野川支社) 西日本高速道路(株)(関西支社) 阪神高速道路(株) 京都府道路公社	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社(京都府支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行(京都支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持

○ 関係機関

資料編「資料 1.3.1 関係機関」参照

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について整理する。

(1) 地形

与謝野町は、京都府北部、日本海に面した丹後半島の山地の緑の尾根を背景とし、加悦地域・岩滝地域・野田川地域で構成され、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市などに接している。大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと続いている。総面積 108.4 km²の土地に約 20,800 人が暮らしており、東西約 14km、南北約 18km の盆地状の谷間に町並みや集落がまとまっている。

地形は全体として丹後山地に属し、中央部は野田川に沿った盆地状の低地で、周辺部に山地が連なっている。標高は南端部の大江山で標高 832m と最も高く、この他南部には赤石ヶ岳(736m)、江笠山(728m)などの 600m～700m 前後の山地が連なり、全体として北東部に向かって順次高度が低下する。これらの山地に囲まれて標高 0 m～30m 前後の谷底平野や海岸平野が南北に細長く分布する。

本町の地形は全体として山地・丘陵地が多く平野が少ない。中央部には野田川が流れ、南部に端を発して北流し阿蘇海に注いでいる。わずかに野田川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、阿蘇海に面した土地は、海岸平野や浜などの海岸地形が一部にみられる。

京都府地形分類図によれば、本町は、山地、丘陵地、低地により構成される。山地では全体として小起伏山地が卓越し、南部及び北端部にやや起伏の大きな中起伏山地が分布する。山地の一部にはやや起伏の大きな丘陵地が点在する。山麓部には扇状地性低地が、海岸沿い及び河川沿いには三角州性低地が分布する。

資料編「資料 1.4.1 与謝野町地形」参照

(2) 気候

本町の気候は、典型的な日本海型気候で、晩秋から春先にかけては「うらにし」と呼ばれる時雨や雪の日が多く、積雪は山間部では 1 m に及ぶところもあるが、春は新緑、夏はひまわり畑、秋は稲穂と紅葉など、四季の彩りに包まれる地域である。

アメダス(観測地：宮津)によれば、1978 年～2021 年の 44 年間の気温、降水量などの年間平均値は、気温は 14.4℃で、降水量は 1,818 mm である。

極値では、過去44年間のうち、最高気温は、2018年の38.8℃で、最低気温は1984年の-7.7℃である。日降水量では2018年に181mm、最大1時間降水量は2008年に71mmを観測している。

資料編「資料1.4.2 アメダスによる気象状況(1978年～2021年)」参照

資料編「資料1.4.3 2021年の月別の気象」参照

資料編「資料1.4.4 気象の極値」参照

(3) 人口分布

本町の人口は、令和2年国勢調査(令和2年10月1日現在)において20,092人である。年齢区分別にみると高齢化が進行しており、高齢化率は全国値(28.7%)、京都府(29.4%)と比較しても高く、37.7%となっている。一方、年少人口の割合については11.1%と、全国値12.1%や京都府の11.8%よりも低い。また、最近30年間で漸減傾向を示し、平成2年から令和2年で約24%の減少となっている。

世帯数は令和2年国勢調査において8,038世帯で、世帯当たり人員は2.50人/世帯となっており、人口密度は185.4人/km²となっている。

資料編「資料1.4.5 総人口の推移」参照

資料編「資料1.4.6 年齢別人口の推移」参照

資料編「資料1.4.7 地区別年齢別人口」参照

(4) 道路の位置等

本町域は、京阪神大都市圏から直線距離で80～100kmの位置にあり、京都縦貫自動車道や近畿自動車道敦賀線(舞鶴若狭自動車道)の整備によって、京阪神圏との移動時間は約2時間あまりとなっている。

道路網は、福知山方面と本町域を南北に結ぶ国道176号、野田川地域から京丹後市へ至る国道312号を基軸としている。

また、本町域と京阪神大都市圏との移動に関連する道路として、京都縦貫自動車道や山陰近畿自動車道の整備が進められ、このうち、山陰近畿自動車道については、平成23年に「与謝天橋立インターチェンジ」が整備され、京都縦貫自動車道と接続されたことから、京阪神大都市圏までの時間距離がさらに短縮されている。

資料編「資料1.4.8 交通網」参照

(5) 鉄道の位置等

本町を走る京都丹後鉄道宮津線は上下分離方式により運営されており、平成8年に福知山～天橋立間の電化・高速化事業が完成し、京阪神圏との時間距離が2時間程度に短

縮された。

現在、本町には与謝野駅がある

(6) 自衛隊施設等

本町近辺の自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊の福知山駐屯地が福知山市天田堀に、海上自衛隊の舞鶴地方総監部が舞鶴市余部下1190番地に所在している。

(7) その他

本町には、滝のツバキ公園、阿蘇海などの景勝地やリフレかやの里、クアハウス岩滝などの温泉・健康増進施設のほか、自然体験型レクリエーション施設、資料館、宿泊施設、物産販売施設などがある。

資料編「資料 1.4.9 主要な観光資源一覧」参照

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり府国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等とは、以下の武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、府国民保護計画において想定される事態を対象とする。

なお、武力攻撃事態の類型として、次の4類型が基本指針に示されている。

①着上陸侵攻	船舶による上陸又は航空機による侵攻部隊の投入による攻撃
②ゲリラや特殊部隊による攻撃	不正規軍の要員であるゲリラや正規軍である特殊部隊による都市部、政治・経済の中枢部、鉄道、橋りょう、ダム、原子力施設などに対する攻撃
③弾道ミサイル攻撃	弾頭に、通常弾頭のほか、核、生物剤、化学剤を搭載した攻撃
④航空攻撃	着上陸侵攻に先立つ攻撃、都市部やライフラインに対する攻撃

※これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

※これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については基本指針を参照。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、府国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力事業所等の破壊 ○石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ○危険物積載船への攻撃 ○ダム等の破壊
②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ダーティボム（放射性物質を爆薬により広範囲に拡散させる兵器）等の爆発による放射能の拡散 ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入
②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来

※上記の事態例の特徴は、基本指針に記述。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課等における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

町の各課等における平素の業務

課名	平素の業務
総務課 防災危機管理対策室	1 国民保護措置の総括、各部課間の調整、企画立案等 2 国民保護協議会の運営 3 避難施設の指定への協力に関すること 4 警報及び緊急通報の通知、伝達のための整備 5 国民保護活動体制、通信体制の整備 6 安否情報の収集体制の整備 7 消防力等の整備 8 危険物施設等の災害予防 9 防災関係職員等に対する国民保護に関する研修 10 国民保護措置についての訓練の実施 11 国民保護に関する知識の普及
福祉課 保健課 子育て応援課	1 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保体制の整備 2 初期医療救護体制の整備 3 後方医療体制の整備 4 医薬品等の確保体制の整備 5 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制の整備 6 防疫予防体制の整備
住民税務課 農林環境課	1 火葬場等の確保体制の整備 2 廃棄物処理体制の整備 3 生活必需品の調達・供給体制の整備

課 名	平 素 の 業 務
建設課 産業観光課	1 所管公共土木施設の強化と整備 2 火災拡大要因の除去 3 緊急輸送網の整備 4 ボランティア活動支援体制の整備 5 食料の調達・供給体制の整備
上下水道課	1 水道供給設備における警備強化 2 上水道の確保体制の整備
学校教育課	1 学校における国民保護に関する教育 2 避難計画

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、自然災害時等における体制を活用し、常時、宮津与謝消防組合との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡がとれる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

職員参集基準

体 制	参集基準
①担当課体制	国民保護担当課の総務課防災危機管理対策室職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、町国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③町国民保護対策本部体制	全ての町職員が本庁又は出先機関等に参集

事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	町国民保護対策本部設置の通知がない場合	町の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		町の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町は、緊急時における町の幹部職員及び国民保護担当の防災安全課職員の連絡網をあらかじめ整備するとともに、電話・メール等により常時連絡できる体制を整備する。

また、町の幹部職員及び国民保護担当の総務課防災危機管理対策室職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当総務課防災危機管理対策室職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、町対策本部長、町対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

町対策本部長、町対策副本部長の代替職員

名 称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
町対策本部長(町長)	副町長	教育長	総務課長
町対策副本部長(副町長)	教育長	総務課長	企画財政課長

(6) 職員の服務基準

町は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定

める。

(7) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 宮津与謝消防組合における体制

宮津与謝消防組合の初動体制及び消防職員の参集基準については、「宮津与謝消防組合非常招集規程」によるものとする。

その際、町は、宮津与謝消防組合における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における宮津与謝消防組合との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、町は、宮津与謝消防組合の参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・2項・5項)
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、府、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制の整備に努める。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合において、町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 府との連携

(1) 府との緊密な連携

町は、府と緊密な連携を図る。特に、避難の指示、避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保など、町と府との間で調整が必要な分野に留意する。

(2) 府の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に変更を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、丹後広域振興局を核とした、府との必要な連携を図る。

(3) 町国民保護計画の協議

町は、町国民保護計画の協議を通じて、府の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 府警察との連携

町は、国民保護措置が円滑に実施できるよう府警察と必要な連携を図る。

(5) 消防団の充実・活性化の推進

町は、消防団が、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、府と連携し、地域住民の消防団への参加促進、団員の出動に対する事業所等の理解獲得への取組、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、府と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置に係る訓練への消防団の参加について配慮する。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、丹後広域振興局管内に設置している国民保護計画策定に係る市町連絡会議等を活用して、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等を活用すること等により、消防機関相互の連携を図る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定・委託契約について、武力攻撃災害への適用の確認・見直しを行うなど、自然災害時等に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編「資料2.1.1 関係機関との協定一覧」参照

5 ボランティア団体等との連携

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、府と連携し、自主防災組織及び自治会等の核となるリーダー等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 情報収集・伝達・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の収集、警報及び避難の指示の伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、通信の確保及び情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備し、以下の対策を推進する。

- ① 町内LAN施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- ② 府の震度情報ネットワークシステム、早期被害情報収集システムに対応した情報ネットワークの整備
- ③ 地域情報化の推進
- ④ 関係機関等との連携強化
- ⑤ 情報ボランティア（無線システム構築事業者等との協力協定締結、アマチュア無線の活用、情報処理専門技術者等のボランティア登録など）の確保
- ⑥ 地域における非常時情報連絡拠点の整備
- ⑦ スペシャリスト職員の育成
- ⑧ 住民向け非常時協カルールの周知徹底

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

- ① 町デジタル防災行政無線（屋外拡声子局）
- ② 町有線テレビ
- ③ FM告知端末機
- ④ 京都府防災情報システム（町役場内に設置）
- ⑤ 消防無線
- ⑥ NTT（西日本電信電話株式会社）の災害時優先電話
- ⑦ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）（以下「J-ALERT」という。）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）（以下「Em-Net」という。）

3 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者等の要配慮者に対する伝達に配慮する（その際、民生児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

(2) 防災行政無線等の整備

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行えるよう、J-ALERTにより受信した警報等の緊急情報を、デジタル防災行政無線及びFM告知端末機に瞬時に伝達し、速やかに情報の伝達を行うシステムの活用を図る。

(3) J - A L E R T の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、J - A L E R T を整備する。

(4) 府警察等との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察、海上保安署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレン音等の住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、府から警報の通知を受けたときに、町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、府との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、府と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、収集・整理した安否情報は、消防庁が整備する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、速やかに府に報告する。

安否情報システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3

号の安否情報報告書の様式により、府に報告する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

安否情報の収集項目

<p>1 避難住民・負傷住民</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所(郵便番号を含む。)</p> <p>⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡住民</p> <p>（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体が安置されている場所</p> <p>⑰ 連絡先その他必要事項</p> <p>⑱ ①～⑦及び⑮～⑰を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意</p>

(2) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

町は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、府の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

5 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び府への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

町は、あらかじめ定められた被災情報収集・報告に当たる担当者に対し、情報収集・報告に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
与謝野町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 与謝野町〇〇 〇番〇号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

町名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

第2章 避難及び救援に関する体制の整備

避難及び救援に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、避難及び救援に関する体制の整備に必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難の指示の伝達及び避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

資料編「資料2.2.1 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料」参照
資料編「資料2.2.2 避難施設」参照

(2) 隣接する市町との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な要配慮者の避難について、自然災害時への対応として避難行動要支援者名簿が作成されれば、その名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

また、旅客輸送関連施設の管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるようにしておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安署、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 府との調整

町は、府から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や、町が府の行う救援を補助する場合に鑑みて、町の行う救援の活動内容や府との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ府と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、府と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制の確保に努める。

4 運送事業者の運送力・運送施設の把握等

(1) 運送事業者との連携の強化

町は、府と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関係団体との運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(2) 運送事業者の運送力及び運送施設に関する情報の把握

町は、府が保有する当該町の区域の運送に係る運送事業者の運送力及び運送施設に関する情報を共有する。

- ・ 運送力に関する情報
 - ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など
- ・ 運送施設に関する情報
 - ① 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

(3) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、府が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定

町は、府が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど、府に協力する。

町は、府が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、府と共有するとともに、府と連携して住民に周知する。

このほか、地下施設等への避難が重要となることから、地下施設を有する施設の協力を得て、避難施設としての指定及び収容人数の把握に努め、また、地域的な偏りなく、可能な限り多くの指定に努める。

6 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

町は、その区域内に所在する以下の生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点の一部変更について」（平成27年4月21日事務連絡内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管府担当部局

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管府担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理部
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理部
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	府民環境部
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	建設交通部
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	危機管理部
	6号	放送用無線設備	総務省	危機管理部
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	建設交通部
	8号	滑走路等旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	建設交通部
	9号	ダム	国土交通省	建設交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理部
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理部
	4号	高圧ガス	経済産業省	危機管理部
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	危機管理部 健康福祉部
	6号	核原料物質	原子力規制庁	危機管理部
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	危機管理部、健康福祉部、 農林水産部
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部、農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理部
	10号	生物剤、毒素	文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	危機管理部、健康福祉部
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理部

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合において、府警察及び海上保安署との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資材について備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

資料編「資料2.3.1 救援に必要な物資や資材」参照

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び府の整備の状況等も踏まえ、府と連携しつつ対応する。

また、救援物資の集積、保管、仕分け、搬送等を行う必要がある場合、自然災害に対する防災で町があらかじめ指定した集配地（地域内物資輸送拠点）を活用する。

(3) 府との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、府と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、迅速に供給できる体制を整備する。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、管理する施設及び設備について整備及び点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

町は、管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、整備・点検を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等バックアップ体制の整備による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する研修、訓練及び啓発

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

また、武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

※「住民」の語句は広義な意味で、与謝野町に観光その他で滞在している人も指す。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員の育成及び職員の危機管理能力の向上のため、消防大学校、府立消防学校等の研修機関の研修課程や府の実施する研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、府等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、府と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、府、自衛隊、海上保安署及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町、府、国等関係機関と共同するなどして、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対

処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、地下への避難訓練や弾道ミサイルを想定した避難訓練等、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、府警察、海上保安署、自衛隊等との連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等特有の訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど、実践的な訓練の実施に努める。

なお、訓練の形態については、訓練の目標、実施効果等を考慮の上、選定を行う。

3 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び府と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、CATV、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、障害特性に応じた媒体及び外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、府教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

4 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル発射時や地域においてテロが発生した場合などに住民が

適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、J－ALERTによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動や、テロが発生した場合に住民がとるべき対処について、平素から住民に対し周知するよう努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、町は、日本赤十字社、府、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

町は、警察と連携し、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時等の措置に準じて周知徹底する。

第5章 避難行動要支援者等への支援体制の整備

町は、武力攻撃事態等において、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、避難、救援、情報伝達などの国民保護措置を関係機関と連携し、迅速かつ的確に実施できるよう必要な対策について、以下のとおり定める。

1 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の所在の把握等

町は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、高齢者や障害者等の避難行動要支援者に関する情報を平素から収集するとともに、避難行動要支援者マップを作成するなど所在の把握等に努める。

情報の収集に当たっては、本人から同意を得るなど個人情報の保護に十分配慮し、収集した情報は慎重に取り扱う。

(2) 避難行動要支援者への情報伝達体制の整備

町は、平素から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者及び地域の自主防災組織等との連携を強化し、情報の的確かつ迅速な伝達や安否確認が可能な体制の整備に努める。

(3) 避難支援体制の整備

町は、避難行動要支援者及び避難支援者への的確かつ迅速な情報伝達体制の構築に努めるとともに、個々の要配慮者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の策定に努める。

(4) 病院等施設在在者の避難誘導體制の整備

町は、府と連携して、病院、老人福祉施設、障害者施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対して、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、平素から避難誘導を適切に行うための体制の整備に努めるよう要請する。

(5) 避難施設対策等

- ① 町は、府と連携し、介助員等の配置など避難行動要支援者の特性に配慮した避難所の運営の支援に努める。
- ② 町は、府と連携し、避難行動要支援者の緊急受入れが円滑に実施できるよう、社会福祉施設等の受入体制の確立や施設相互間の協力体制の確立に努める。

(6) 避難行動要支援者の安全確保

- ① 町は、避難実施要領を作成する場合、武力攻撃事態等において避難行動要支援者が迅速かつ適切に行動できるよう、特に配慮する。
- ② 町は、住民等の協力も得て避難行動要支援者を含めた訓練を実施する。
- ③ 町は、食料及び生活必需品の確保に当たっては、要配慮者のニーズに配慮した物資の確保に努める。
- ④ 町は、点字や音声等を使用した広報媒体を活用するなどの方法により、国民保護等の啓発に努める。

2 外国人対策

(1) 外国人支援体制の整備

町は、府とともに、府国際センターや各市町村の国際化協会等をはじめ大学等関係団体との連携を強化し、武力攻撃事態等をはじめ様々な緊急事態において、地域全体で外国人を支援するシステムの整備に努める。

(2) 日本語の理解が不十分な外国人への情報伝達

町は、府とともに、日本語の理解が不十分な外国人に対する警報、避難の指示などの情報について多言語化に努めるとともに、外国語放送を実施しているFM放送局等の放送事業者への協力依頼を行う。

また、在関西外国公館との日頃からの十分な連携に努める。

(3) 避難施設の運営

町は、府と連携し、言語、生活習慣の異なる外国人に配慮した避難所の運営に努める。

(4) 外国人の安全確保

- ① 町は、防災等の広域避難場所や避難路標識、道路標識等の表示板の多言語化やシンボルマークの活用などの図式化を進める。
- ② 町は、防災や国民保護の訓練への外国人住民の参加の推進に努める。
- ③ 町は、国と連携し、外国語による啓発パンフレットの作成・配布など多言語による国民保護等の普及啓発に努める。
- ④ 町は、外国人雇用者の多い企業・事業所などにおける国民保護に関する啓発が行われるよう努める。
- ⑤ 町は、通訳・翻訳ボランティアとの連携体制の確保に努める。

第6章 観光旅行者等の保護

町は、観光旅行者等に対し、住民と同様、国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるように、必要な対策について、以下のとおり定める。

なお、外国人観光旅行者等については、前章第2の外国人対策も踏まえ、情報の多言語化など、特に配慮を行う。

1 観光旅行者等への情報伝達体制の構築

(1) 観光旅行関係団体との連携

町は、府と連携し、観光旅行者等に対し警報、避難の指示などを的確かつ迅速に伝達できるように、町の観光協会や観光関係の団体等を通じた旅館、ホテル、観光施設への情報伝達体制及び観光旅行者が利用すると考えられる公共交通機関やタクシー、コンビニエンスストア等との情報伝達体制の整備に努める。

(2) 観光旅行者等への情報提供

町は、府と連携し、観光旅行者等への情報を的確かつ迅速に提供できるように、情報提供窓口の設置やITによる情報等の伝達システムの構築に努めるとともに、放送事業者等へ迅速かつ的確に情報が伝達できるよう平素から意思の疎通を図る。

2 帰宅困難な観光旅行者等対策

他の都道府県で武力攻撃事態等が発生した場合、公共交通機関等が途絶し、当該都道府県に帰宅が困難な観光旅行者等が多数発生することも想定される。こうしたことから、町は、府と連携し、「相談窓口等の設置」「帰宅支援活動」の対策について、あらかじめ検討する。

また、こうした事態が長期間に及ぶ場合に備え、帰宅困難な観光旅行者等のための一時的な滞在所の設置などの措置について、府と連携し、協議・検討する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1 事前認定における初動体制

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。また、他の市町村において攻撃が発生している場合や、何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

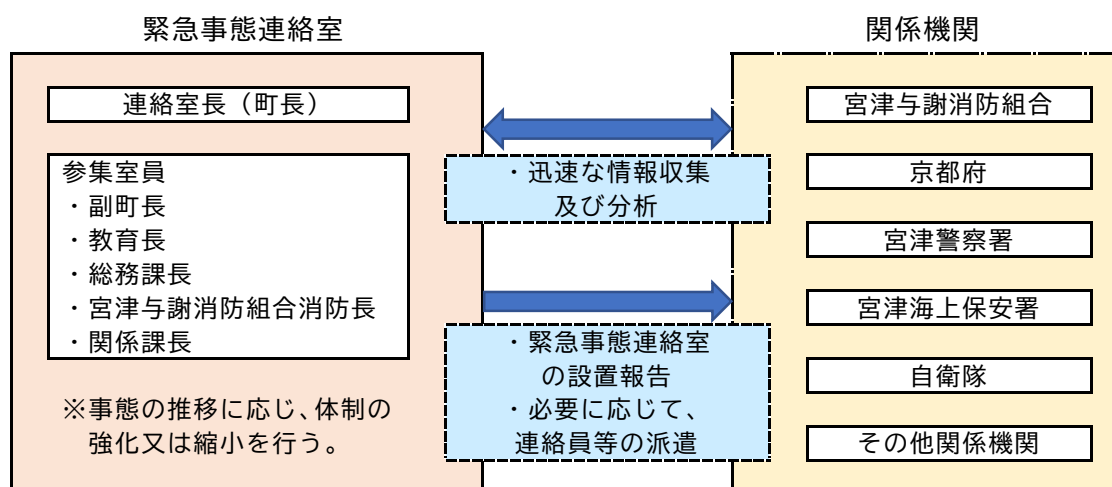
このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 緊急事態連絡室の設置

- ① 町長は、現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、府及び府警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

町緊急事態連絡室の構成等



※ 住民からの通報、府からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告する。

- ② 「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに緊急事態連絡室を設置した旨について、府に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

2 緊急事態連絡室の初動措置

(1) 初動対応

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町長は、国、府等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

また、政府による事態認定がなされ、町に対し、町対策本部の設置の指定がない場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(2) 関係機関との連携

町は、警察官が行う警察官職務執行法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、道路交通法に基づく交通規制等が円滑になされるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 関係機関への支援の要請

町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町村等に対し支援を要請する。

3 対策本部への移行に要する調整

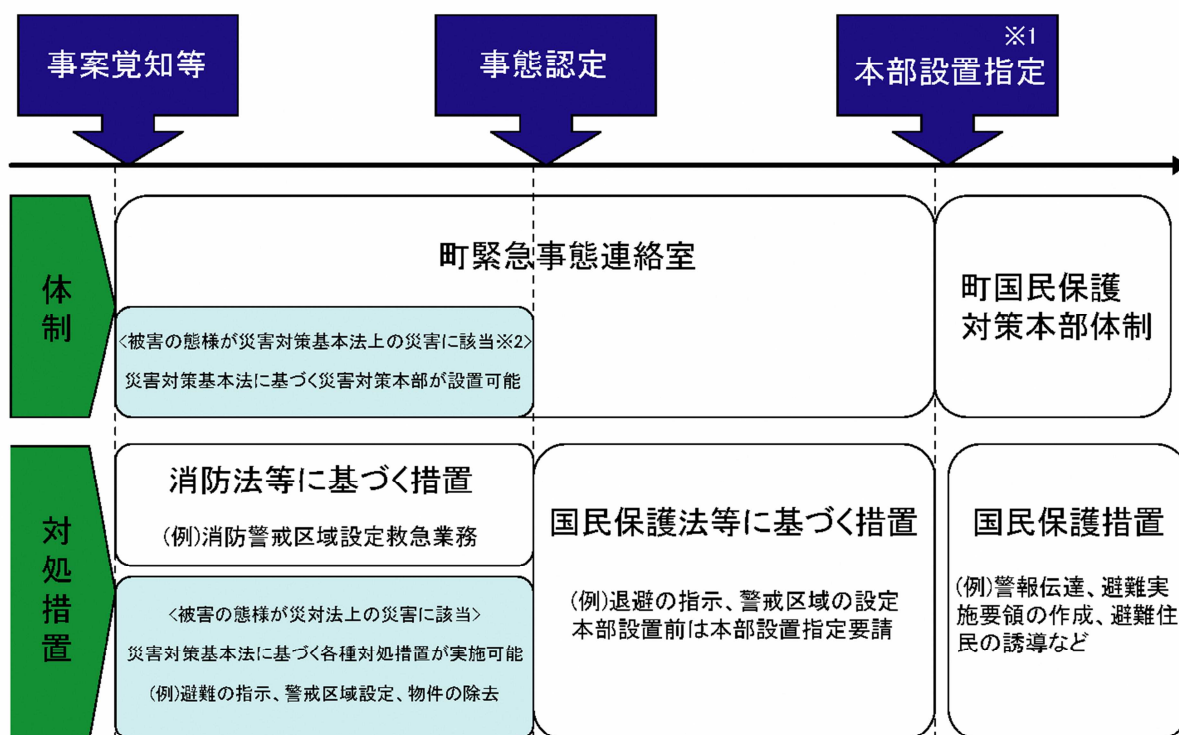
「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町対策本部を設置すべき町の指定の通知があった場合には、直ちに町対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、町対策本部長は、町対策本部に移行した旨を町関係部課に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講じるなど必要な調整を行う。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている

4 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から府を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場

合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 事態認定後の体制

町は、事態認定後において国民保護措置を実施するとともに、町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。

（※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする（前述））

③ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

④ 町対策本部の設置場所及び開設

町対策本部担当者は、本庁舎に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

（特に、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する（第1順位、第2順位など）。

なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

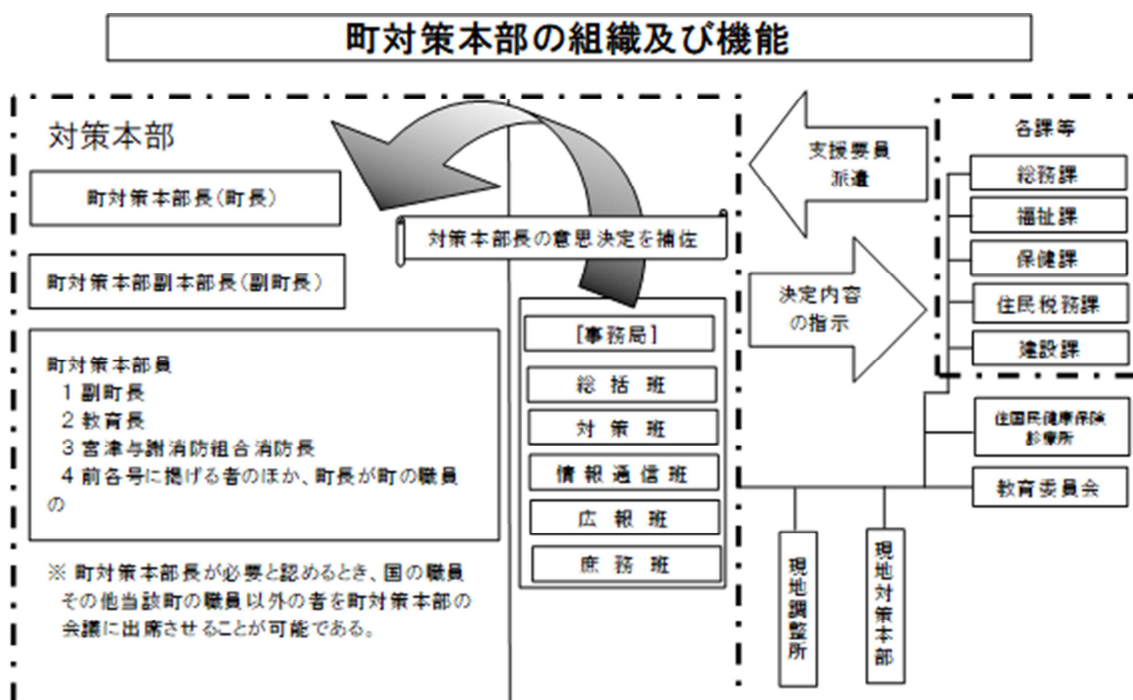
また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



事務局の主な事務

班	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ○町対策本部会議の運営に関する事項 ○情報通信班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ○町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示及び調整
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○町が行う国民保護措置に関する調整 ○他の市町村に対する応援の求め、府への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入れ等、広域応援に関する事項 ○府を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

班	機 能
情報通信班	○以下の情報に関する国、府、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ・被災情報 ・避難や救援の実施状況 ・災害への対応状況 ・安否情報 ・その他統括班等から収集を依頼された情報 ○町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ○通信回線や通信機器の確保
広報班	○被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等、対外的な広報活動
庶務班	○町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ○町対策本部員の食料の調達等、庶務に関する事項

資料編「資料3.2.1 町の各課における武力攻撃事態における業務」参照

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 町現地対策本部の設置

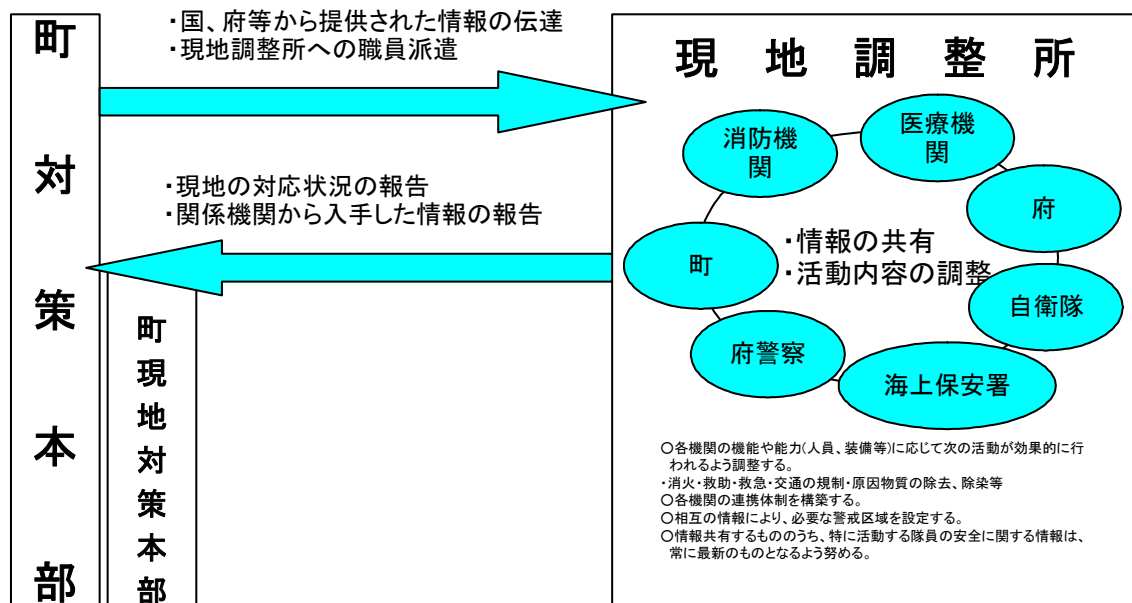
町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

現地調整所の組織編成



(7) 町対策本部長の措置

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる措置を適切に実施して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 府対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の実施を要請する。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

町対策本部長は、府対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町

の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講じるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び府知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、与謝野町防災行政無線、CATV、京都府防災行政無線、消防無線、NTTの災害時優先電話により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信が混みあうことにより生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信が混みあうことにより生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講じるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互の連携に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・府の対策本部との連携

(1) 国・府の対策本部との連携

町は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・府の現地対策本部との連携

町は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、府・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

町は、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、町対策本部長又は町対策本部長が指名する本部員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について密接な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊京都地方協力本部長又は当町の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊中部方面総監、海上自衛隊舞鶴地方総監、航空自衛隊中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

なお、自衛隊が実施する国民保護措置は、以下のとおりである。

自衛隊が実施する国民保護措置

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

4 他の市町村間の応援、事務の委託

(1) 他の市町村間の応援

- ① 町は、国民保護措置を実施するために必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 府への応援の要求

町は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。
この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲
 - ・ 委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - ・ その他必要な事項
- ② 委託事務を変更し、又は事務の委託を廃止するときは、関係地方公共団体と協議して行う。
- ③ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、斡旋を求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに町は公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

資料編「資料3.3.1 自主防災組織」参照

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボラン

ティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、府や関係機関等と連携し、住民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、救援物資のリスト及び送り先を町対策本部及び府対策本部を通じて公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

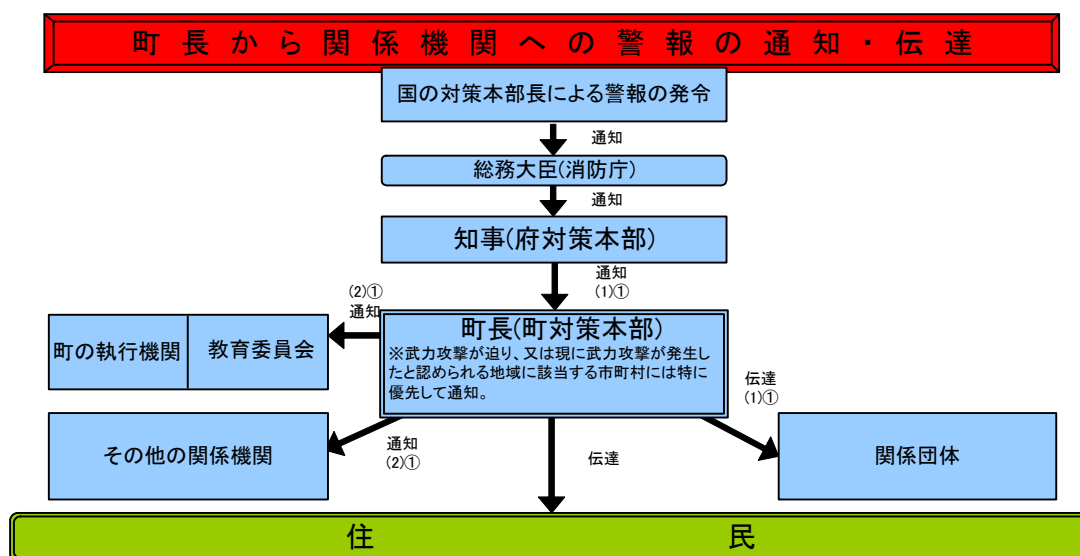
(1) 警報の内容の伝達

- ① 町長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合は、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 町は、町の他の執行機関（教育委員会など）その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ(<https://www.town.yosano.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。町長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴するほか、各種の通信手段や伝達方法を活用して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする様々な手段により、周知を図る。

イ 町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 町長は、宮津与謝消防組合及び消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、宮津与謝消防組合は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿が作成されれば、それを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

第2 緊急通報の伝達及び通知

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、知事が発令する緊急通報の通知について、以下のとおり定める。

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

町長は、必要に応じて府に対し緊急通報の発令の要請を行う。

第3 避難の指示等

町は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の円滑な誘導について、以下のとおり定める。

なお、弾道ミサイル攻撃時の留意事項として、J-A L E R Tによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平常時から周知に努める。

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示に際しての調整

町長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、以下の収集した情報を迅速に府に提供するとともに、協議等を行う。

収集する情報

要避難地域を管轄する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○避難住民の把握（住民以外の町滞在者等も含む。） ○誘導能力の把握 ○住民からの支援要望の聴取及び広域的な調整の実施
避難先地域を管轄する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○避難施設の状況、受入体制の確認

(2) 要避難地域の拡大設定

町長は、必要に応じ、地理的条件、交通事情等から要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、知事に要避難地域の拡大を要請する。

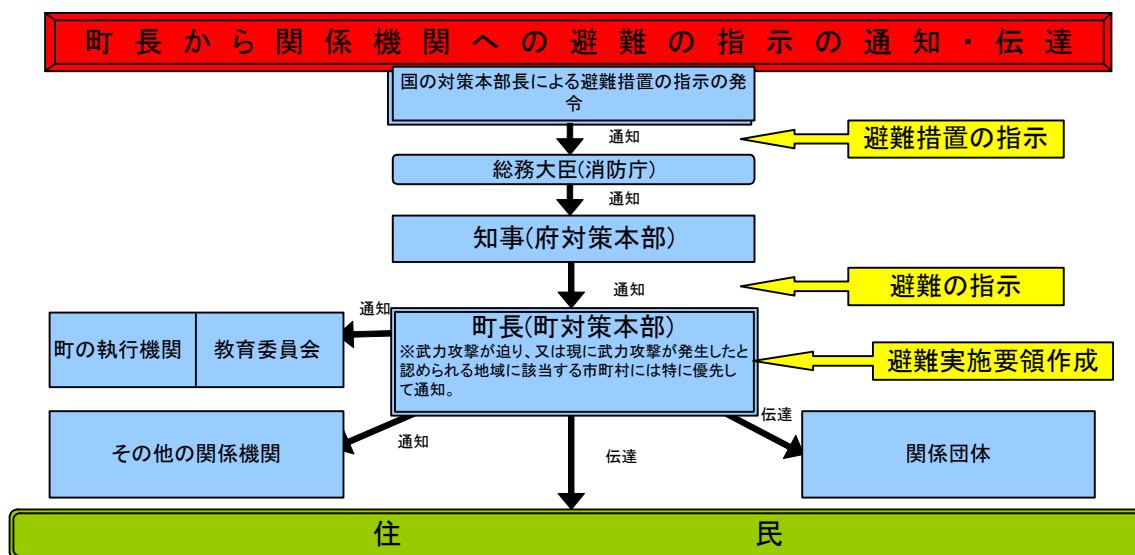
(3) 住民に対する避難の指示等

- ① 町長は、知事による避難の指示が行われた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。
- ② 要避難地域を管轄する場合、町長は、知事から避難の指示の連絡を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、府警察の協力を得ながら、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の実情にあわせて定めておくもの）に伝達する。

(4) 避難に当たって配慮すべき事項

町は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、府等と連携し、避難住民の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

避難の指示の流れ



※町長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記同様に通知・伝達を行う。

2 武力攻撃事態の特徴等

(1) 基本指針に示された武力攻撃事態の特徴等は、以下のとおりである。

武力攻撃事態の特徴等

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
要避難地域の適用	・ 広範囲	・ 応急的かつ柔軟な避難が必要	・ 攻撃目標の特定は困難 ・ 広範囲に避難を指示（航空機のみ）
避難の指示	・ 比較的長期に及ぶことを前提に対処	① 要避難地域から迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ② 移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	① 近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難 ② 事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
留意事項	・ 予測事態での避難が重要 ・ 避難における混乱防止に努める ・ 運送力の確保	・ 状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ・ 町、府、警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のも	・ 弾頭の種類により対応が大きく異なる

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル・航空機
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえ対応 ・交通規制の実施 	<ul style="list-style-type: none"> と避難誘導 ・緊急通報の発令、待避の指示、警戒区域の設定等の措置 	

(2) 基本指針に示されたNBC攻撃の特徴等は、以下のとおりである。

NBC攻撃の特徴等

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通的留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・消防機関及び警察は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民を誘導 ・避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折り畳んだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意 		
初期避難及びその後の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射線降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域に避難 ・放射線降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 ・ダーティボム※による攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難 ・化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難

※放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと

(3) 基本指針に示された緊急処理事態の特徴等は、以下のとおりである。

緊急処理事態の特徴等

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	①原子力事業所等 ②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等 ③危険物積載船 ④ダム	①大規模集客施設 ②ターミナル駅等 ③列車等	①ダーティボム等 ②炭疽菌等生物剤の大量散布 ③サリン等化学剤の大量散布 ④水源地に対する毒素等の混入	①航空機等による自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来
被害の概要	①大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく ②爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障 ③危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障 ④下流に及ぼす被害は多大	爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害が多大	①爆破の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線により正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様 ②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似 ③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様	①施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化 ②攻撃目標周辺への被害も予想 ③爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障

3 避難実施要領

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領に定める事項は、以下のとおりとする。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領策定の際の主な留意事項

町長は、主に以下の事項に留意して、避難実施要領を策定する。

【避難実施要領の項目】※府計画における「市町村の計画作成の基準」としての項目

- ① 要避難地域等及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・ 要避難地域等の住所の詳細な記載
 - ・ 地域の実情に応じた適切な避難の実施単位の記載(自治会、事務所等)
- ② 避難先
 - ・ 避難先の住所及び施設名の具体的な記載
- ③ 一時集合場所及び集合方法
 - ・ 一時集合場所等の住所及び場所名の記載
 - ・ 集合場所への交通手段の記載
- ④ 集合時間
 - ・ 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間の記載
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
 - ・ 集合場所等での避難の実施単位や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等の記載
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
 - ・ 避難誘導の交通手段の明示
 - ・ 集合後の避難誘導の開始時間及び避難経路の具体的な記載
- ⑦ 町職員、消防職員及び消防団員の配置等

- ・関係町職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務の明示
 - ⑧ 要配慮者への対応
 - ・高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の優先的避難方法の検討
 - ・病院、老人福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の施設単位での避難方法の検討
 - ・民生児童委員、自主防災組織及び自治会等による避難誘導の実施協力の記載
 - ⑨ 要避難地域における残留者の確認
 - ・要避難地域における残留者の確認方法の記載
 - ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
 - ・避難誘導中の避難住民に対する食料・飲料水・医療・情報等の支援内容の記載
 - ⑪ 避難住民の携行品、服装
 - ・避難住民の誘導の円滑な実施に最低限必要な携行品、服装の記載
 - ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
 - ・問題が発生した際の緊急連絡先の記載
- (3) 避難実施要領の策定における考慮事項
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
 - ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ③ 避難住民の概数把握
 - ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合)
(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - ⑥ 要支援者の避難方法の決定(避難支援プラン、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
 - ⑨ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)
- (4) 避難実施要領の内容の伝達等
町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応がとれるよう、各地域の住民

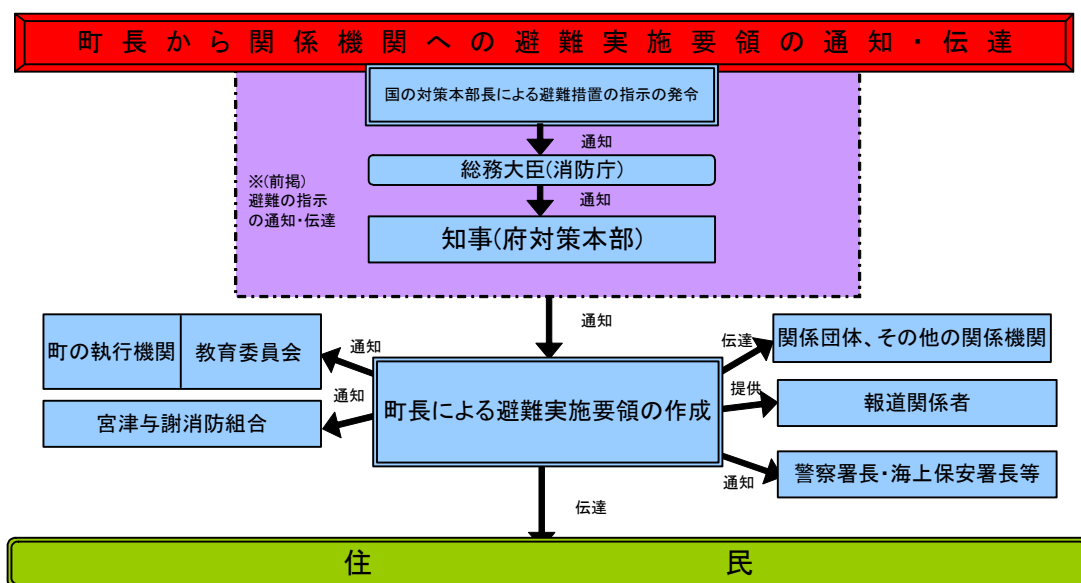
に關係する情報を的確に傳達するように努める。

また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する宮津与謝消防組合の消防長、警察署長、海上保安署長等及び自衛隊京都協力本部長並びにその他の關係機関に通知する。

さらに町長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

なお、避難実施要領の傳達に当たり、要配慮者、日本語の理解が不自由な外国人、観光旅行者等への傳達に十分配慮を行うものとする。

避難実施要領の流れ



4 避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員並びに消防団長を指揮し、また、宮津与謝消防組合管理者に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講じるべきことを指示するよう求め、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講じる。

また、積雪時の誘導にも同様に必要な措置を講じる。

5 避難住民の誘導の支援等

(1) 消防機関の活動

宮津与謝消防組合は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、宮津与謝消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(2) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下「警察署長等」という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(3) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(4) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(5) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生児童委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。)

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(6) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(7) 避難所等における安全確保等

町は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、府警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(8) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護収容等

(9) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(10) 府に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(11) 運送手段の確保

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求めるとともに、車両の借り上げを行うなど運送手段の確保に努める。

また、バス等の運送手段を有する様々な関係機関に対し、避難住民の運送に協力するよう要請する。

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

(12) 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講じるものとされている。

(13) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

① 避難誘導を行う者は、国民保護法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

② 警察官又は海上保安官は、①の場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、国民保護法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(14) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う警察官等、町職員、消防職員、消防団員及び府職員は、法第70条の規定により避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

6 病院等の施設在所者の避難

病院等の施設の管理者や町のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、町長は府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関に運送手段の確保の協力を要請する。

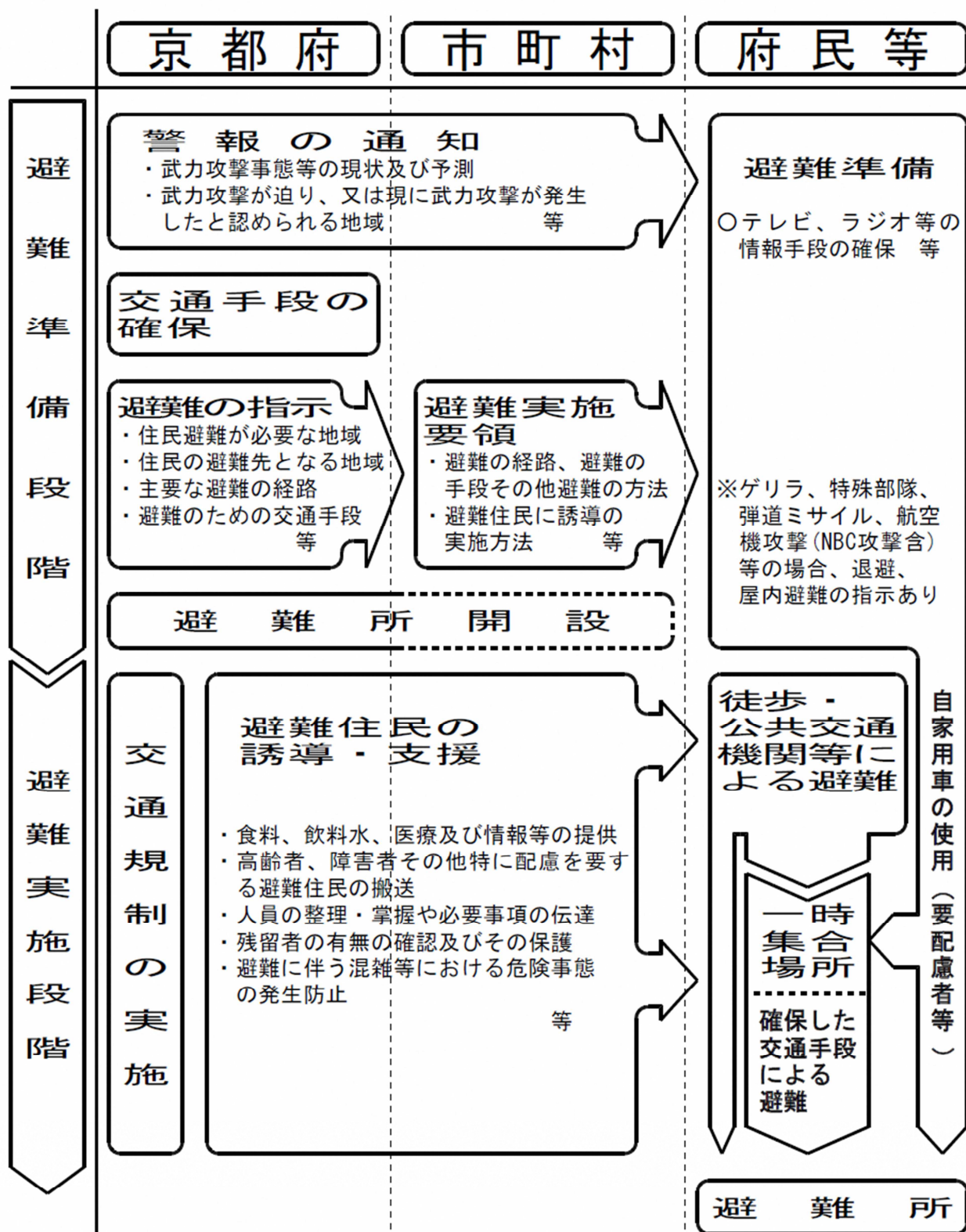
7 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

避難の指示の解除の伝達は避難の指示と同様である。

避難イメージ

(出典：京都府国民保護計画)

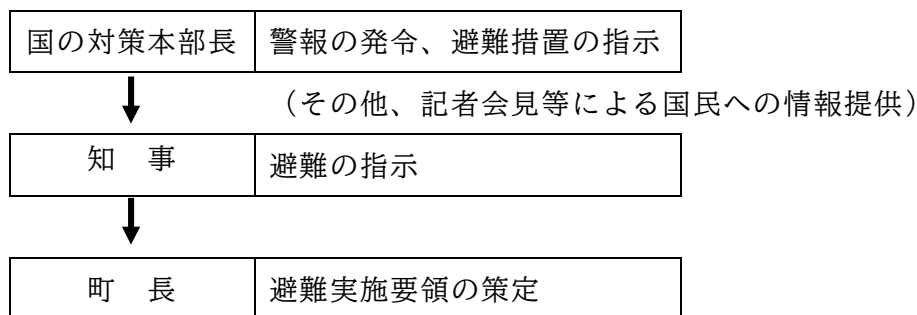


弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射された場合や弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があるとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
- (実際に弾道ミサイルが発射された等の警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- (警報は、J-A L E R Tにより、町防災行政無線等を通じて国民保護サイレンと緊急情報が発せられるほか、スマートフォン等に緊急速報メールが配信される。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、すべての町に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安署及び府警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ・ 避難の際に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- ・ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、府警察、消防機関、海上保安署、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられる

ことから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、府の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

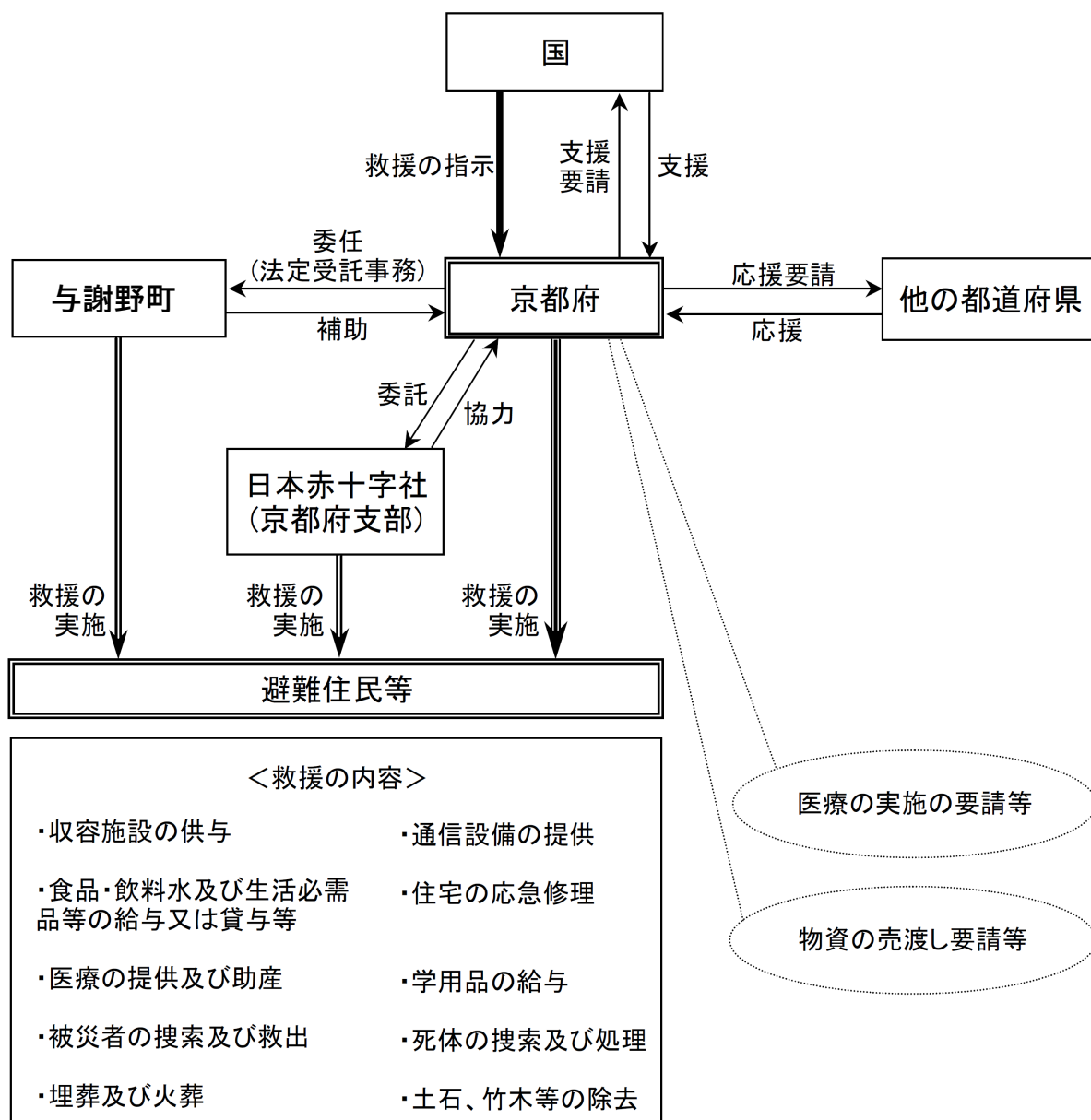
このため、府モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第5章 救援

町は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の内容等について、以下のとおり定める。

救援内容の概要

(出典：京都府国民保護計画)



1 救援の実施

町は、救援に関する措置を防災における対応に準じて行うとともに、特に、要配慮者及び言語、生活習慣の異なる外国人に対し、適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。

(1) 救援の実施

町長は、知事から実施すべき救援の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与等
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 府への要請等

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の実施内容等

(1) 救援の基準等

町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における府との連携

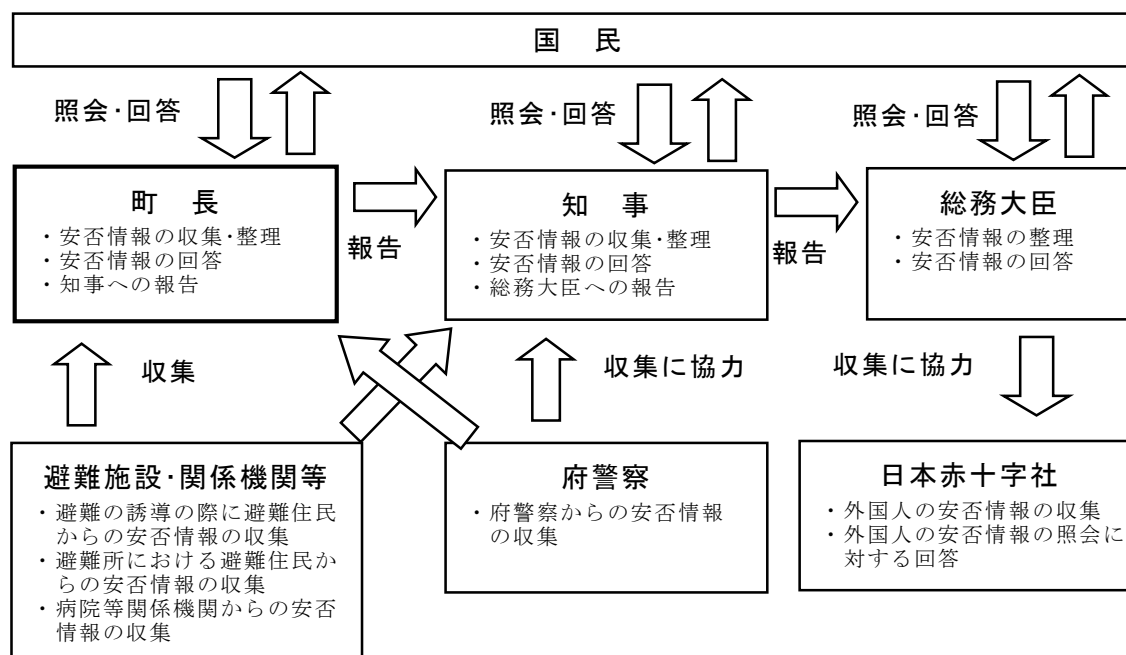
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報収集・整理・提供の流れ



※安否情報収集項目については、第2編 第1章 第3「4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」参照

1 安否情報の収集・整理等

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

資料編「資料3.6.1 様式第1号安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)」参照
資料編「資料3.6.2 様式第2号安否情報収集様式(死亡住民)」参照

2 府に対する報告

町は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで府に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編「資料3.6.3 様式第3号安否情報収集報告書」参照

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会窓口の設置

① 町は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭

や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

資料編「資料3.6.4 様式第4号安否情報照会書」参照

(2) 安否情報の回答

- ① 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 町は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報の回答に係る責任者が判断する。
- ③ 安否確認対象者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

資料編「資料3.6.5 様式第5号安否情報回答書」参照

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 安否情報伝達手段の活用

町は、「NTT災害用伝言ダイヤル」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」、携帯電話各社の災害用伝言板サービスなど、災害時の安否情報の伝達システム等の利用を広く住民に呼びかける。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や府等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講じるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の応急措置を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、法第111条第1項の規定により、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示する。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避（目前の危険を一時的に避けるため、武力攻撃災害の及ばない地域又は場所（屋内を含む。）に逃れることをいう。）の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 町長は、府、府警察、海上保安署又は自衛隊から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよ

う国及び府からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、宮津与謝消防組合、消防団、府警察及び海上保安署と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 町の職員、宮津与謝消防組合の消防職員又は町の消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、必要に応じて府警察、海上保安署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 町長又は、宮津与謝消防組合の消防長は、退避の指示を行う町の職員、消防職員又は消防団員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、法第114条第1項の規定により、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における府警察、海上保安署、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講じるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 町長は、府、府警察、海上保安署又は自衛隊から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図

り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する町の職員、消防職員又は消防団員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講じるべきことを指示する。

(2) 応急公用負担等

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じるため緊急の必要があると認めるときは、法第113条第1項及び第2項の規定により、次に掲げる措置を講じる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、府警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、宮津与謝消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用

し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、宮津与謝消防組合の消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、町又は組合の区域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長等に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど府受援計画等に基づき消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、他の被災市町村長等から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

また、京都府救急医療情報システム（京都健康医療よろずネット）の活用も図る。

(8) 安全の確保

① 町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要

員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び府対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、府警察、海上保安署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、宮津与謝消防組合と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 町長又は宮津与謝消防組合の消防長は、特に現場で活動する消防職員又は消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

(9) 住民の協力

町職員、消防職員及び警察官等は、消火・救急・救助等の活動のため、緊急の必要があると認めるときは、法第115条の規定により、住民に対し、必要な援助についての協力を要請することができる。

この場合、協力を要請する住民の安全の確保に十分に配慮する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、府、その他の関係機関と連携した町の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合には、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を、府と連携して収集し、関係機関で当該情報を共有する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町長は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町長は、必要に応じ、府警察、海上保安署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化、防災体制の充実等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

宮津与謝消防組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講じるべきことを命じる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について宮津与謝消防組合の管理者が命ずる講じることができる対象及び措置

【対象】

宮津与謝消防組合消防本部の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は同消防本部の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）（国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

宮津与謝消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、宮津与謝消防組合の管理者は、(1)の【措置】①から③を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じる。

このため、対処の現場における初動的な応急措置の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により、対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、府を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、宮津与謝消防組合、府警察、海上保安署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、府に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国及び府と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活用水がNBC攻撃により汚染された場合には、給水の停止等の必要な措置を講じる。

① 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、府に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

さらに、府と連携・協力して、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

② 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 町長又は宮津与謝消防組合の管理者の汚染拡大防止措置

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、府警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる措置を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知す

る。

ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を実施するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講じる旨
2	当該措置を講じる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体 （上記表中第5号及び第6号に掲げる措置を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講じる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は宮津与謝消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、現地調整所や府から武力攻撃災害の状況等の情報を積極的に収集するように努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講じる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 町は、電話、町防災行政無線、その他の通信手段により、以下の被災情報を迅速に収集する。
 - ① 武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域
 - ② 発生した武力攻撃災害の状況の概要
 - ③ 人的及び物的被害の状況等
- (2) 町は、情報収集に当たっては、消防機関、府警察、海上保安署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

また、必要に応じて、府に対し、ヘリコプターからの伝送映像の情報提供を要請する。
- (3) 町は、被災情報の収集に当たっては、府及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等（消防庁には原則として電子メール）により、直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 町は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により、府が指定する時間に、府に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、府及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、府と連携し、医師等保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する要配慮者の状況把握に努め、要配慮者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、府等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を鑑み、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた対策を推進する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、府と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 町は、避難先地域における感染症等を防止するため、府と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。
- ② 町は、町地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。
- ③ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して水道水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を府と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 町の措置

町は、府の実施する措置に準じて、廃棄物処理体制を整備する。

①初期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況、避難所への避難状況等を確認し、し尿、ごみ、がれき類の処理見込み等を把握する。 ・必要により、仮設トイレを避難所等に設置する。
②処理活動	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設、下水道処理施設、ごみ処理施設等の被害状況と稼働見込みを把握し、最終処分までの処理ルートを確認する。 ・必要に応じて、ごみ、がれき類の仮置場等を確認する。 ・がれき類の処理に当たっては、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。 ・仮設トイレ、仮置場等の管理に当たっては、必要な消毒剤等を確認し、十分な衛生状態を保つ。 ・ごみ、がれき類は、リサイクルを図りつつ廃棄物の適正な処理を行う。
③府等への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬、処分に必要な人員、運搬車両又は処理能力等が不足する場合には、近隣市町村又は府に応援要請する。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 町は、環境大臣が生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定する特例地域においては、府と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 町は、府と連携し、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講じるべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(3) 廃棄物処理対策

- ① 町は、町地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省

生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

- ② 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、府に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 文化財の保護

町内に所在する重要文化財等（重要文化財、史跡名勝天然記念物等）京都府指定・登録文化財等（有形文化財、史跡名勝天然記念物等又は文化財環境保全地区等）及び町指定文化財（有形文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物等）（以下「文化財」という。）は貴重な国民の財産であり、永く将来に伝えていかなければならないものである。

このような文化財が武力攻撃災害により被害を受けた場合には、町は、国、府などの関係機関や文化財の所有者及び管理団体等と協力し、その後の適切な応急措置が行えるよう以下のとおり定める。

(1) 被害状況の収集

武力攻撃事態により文化財が被害を受けた場合は、町教育委員会は、安全の確保に十分に配慮し、必要に応じて、職員の現地への派遣や関係機関及び府教育委員会等の協力により、被害状況等の情報を収集する。

(2) 報告

町教育委員会は、重要文化財等又は京都府指定・登録文化財等が被害を受けた場合は、被害状況をとりまとめ、府教育委員会又は府教育委員会を通じ文化庁長官に報告する。

(3) 修復

町教育委員会は、文化財の所有者又は管理団体等や関係機関と連携して、修復作業に速やかにとりかけられるよう努めるとともに、被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるよう努める。

また、美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる等の措置を講じるよう努める。

- ・修復が可能な場合は、所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急的な修復を行う。
- ・修復が困難な場合は、損壊の拡大を防ぎ、覆屋等を設け、本格的な修復の開始を待つ。

資料編「資料 3.10.1 町内に存在する文化財」参照

第11章 生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、住民の生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定等

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、府等の関係機関が実施する以下に示す措置に協力する。

- ① 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、府民への情報提供や相談窓口を設置する。

※生活関連物資：食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する場合には、必要に応じて関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等適切な措置を講じる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに町税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

町は、府と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難住民や被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 心の健康対策

町は、被災体験、避難生活などのストレスによって生じる避難住民等の心の健康対策について、府及び関係機関と連携を図り、また、精神科医等の専門家の協力を得て実施する。

(5) 風評被害の防止・軽減

町は、関係機関及び関係団体と連携して、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、府内外へ広報活動等を行う。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

町は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(2) 公共的施設の適切な管理

町は、道路や下水道等の管理者として、当該公共的施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の状況確認や安全の確保等を行うとともに、適切に管理する。

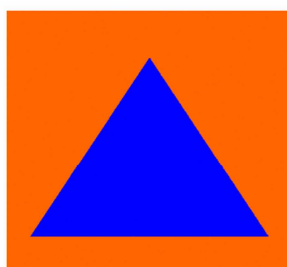
第12章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



〈オレンジ色地に青色の正三角形〉

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

表面	裏面												
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">（この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白）</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>身分証明書 文民保護の要員用</p> </div> <p>氏名.</p> <p>生年月日（又は年齢）.</p> <p>識別のための番号がある場合にはその番号.</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>発給年月日. 証明書番号.</p> <p style="text-align: right;">発給当局の署名</p> <p>有効期限の満了日.</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">身長.</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">眼の色.</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">頭髪の色.</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> その他の特徴又は情報 武器. </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; height: 100px; vertical-align: middle;">所持者の写真</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">印章</td> <td colspan="2" style="width: 50%; padding: 5px;">所持者の署名若しくは拇印又はその双方</td> </tr> </table>	身長.	眼の色.	頭髪の色.	その他の特徴又は情報 武器.			所持者の写真			印章	所持者の署名若しくは拇印又はその双方	
身長.	眼の色.	頭髪の色.											
その他の特徴又は情報 武器.													
所持者の写真													
印章	所持者の署名若しくは拇印又はその双方												

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

(2) 特殊標章等の交付及び管理

町長及び宮津与謝消防組合消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）。

①町 長

- ・町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 宮津与謝消防組合の消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、府及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講じる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 府に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講じるに当たり必要があると認める場合には、府に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講じる。

なお、町による応急の復旧が困難な場合は、府に支援を要請する。

3 運送路の確保に関する応急の復旧等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講じる。

第2章 本格復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって、府と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、府と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により、原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、府の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、府に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁

町は、国民保護措置を実施するため、町による応援の求めに基づき、他の市町村長等又は他の都道府県知事等から応援を受けた場合は、その応援に要した費用を支弁する。

5 消防庁長官等からの指示による消防の応援等を受けた場合の費用の支弁

町は、国民保護措置を実施するため、消防庁長官等からの指示を受けた他の市町村から、消防の応援又は支援を受けた場合、その応援又は支援に要した費用を支弁する。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

町は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

与謝野町国民保護計画

平成19年3月作成

平成25年5月改定

令和5年8月改定

与謝野町総務課防災危機管理対策室

〒629-2392 京都府与謝郡与謝野町字四辻65番地

電 話：(0772) 43-9011

F A X：(0772) 43-0171

E-mail：bosaianden@town.yosano.lg.jp

与謝野町国民保護計画

■ 資料編 ■

令和 5 年 8 月

与 謝 野 町

■ 資 料 編 ■

- 資料1.3.1 関係機関
- 資料1.4.1 与謝野町の地形
- 資料1.4.2 アメダスによる気象状況
- 資料1.4.3 2021年の月別の気象
- 資料1.4.4 気象の極値
- 資料1.4.5 総人口の推移
- 資料1.4.6 年齢別人口の推移
- 資料1.4.7 地区別年齢別人口
- 資料1.4.8 交通網
- 資料1.4.9 主要な観光資源一覧
- 資料2.1.1 関係機関との協定一覧
- 資料2.2.1 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料
- 資料2.2.2 避難施設
- 資料2.3.1 救援に必要な物資や資材
- 資料3.2.1 町の各課における武力攻撃事態における業務
- 資料3.3.1 自主防災組織
- 資料3.6.1 様式第1号安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
- 資料3.6.2 様式第2号安否情報収集様式（死亡住民）
- 資料3.6.3 様式第3号安否情報収集報告書
- 資料3.6.4 様式第4号安否情報照会書
- 資料3.6.5 様式第5号安否情報回答書
- 資料3.10.1 町内に存在する文化財等

資料1.3.1 関係機関

【指定行政機関等】

名 称	名 称
内閣府	国家公安委員会
警察庁	金融庁
消費者庁	デジタル庁
総務省	消防庁
法務省	出入国在留管理庁
公安調査庁	外務省
財務省	国税庁
文部科学省	スポーツ庁
文化庁	厚生労働省
農林水産省	林野庁
水産庁	経済産業省
資源エネルギー庁	中小企業庁
国土交通省	国土地理院
観光庁	気象庁
海上保安庁	環境省
原子力規制委員会	防衛省
防衛装備庁	

【指定地方行政機関等】

名 称	名 称
近畿管区警察局	近畿財務局
近畿財務局 京都財務事務所	京都財務事務所 舞鶴出張所
近畿厚生局	近畿農政局
近畿経済産業局	中部近畿産業保安監督部 近畿支部
近畿運輸局	近畿運輸局 京都運輸支局
近畿地方整備局	大阪航空局
東京航空交通管制部	大阪管区气象台
京都地方气象台	近畿総合通信局
京都国道事務所	京都労働局
京都西陣公共職業安定所 園部出張所	大阪防衛施設局
大阪税関	陸上自衛隊 中部方面総監部

航空自衛隊 中部航空方面隊	京都地方連絡部
陸上自衛隊 福知山駐屯地	第八管区海上保安本部
近畿地方環境事務所	近畿中部防衛局
近畿中国森林管理局	

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

名 称	名 称
独立行政法人 海上技術安全研究所	独立行政法人 海上災害防止センター
独立行政法人 建築研究所	独立行政法人 原子力安全基盤機構
独立行政法人 港湾空港技術研究所	独立行政法人 国立病院機構
独立行政法人 産業技術総合研究所	独立行政法人 情報処理推進機構
独立行政法人 情報通信研究機構	独立行政法人 森林総合研究所
独立行政法人 水産総合研究センター	独立行政法人 土木研究所
独立行政法人 農業工学研究所	独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構
独立行政法人 放射線医学総合研究所	独立行政法人 水資源機構
独立行政法人 水資源機構 関西支社	日本銀行
日本銀行 京都支店	日本赤十字社
日本赤十字社 京都府支部	独立行政法人日本原子力研究開発機構
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社 関西支社
阪神高速道路株式会社	京都府道路公社
日本放送協会	日本放送協会 京都放送局
朝日放送テレビ株式会社	朝日放送ラジオ株式会社
株式会社毎日放送	関西テレビ放送株式会社
讀賣テレビ放送株式会社	大阪放送株式会社
株式会社京都放送	株式会社エフエム京都
西日本ジェイアールバス株式会社	近鉄バス株式会社
京阪バス株式会社	阪急バス株式会社
京都京阪バス株式会社	京阪京都交通株式会社
京都バス株式会社	丹後海陸交通株式会社
奈良交通株式会社	株式会社ヤサカバス
京都交通株式会社	ヤサカ観光バス株式会社
帝産観光バス株式会社 京都支店	ケイエム観光バス株式会社 京都支店
佐川急便株式会社	西濃運輸株式会社
日本通運株式会社 京都支店	福山通運株式会社
ヤマト運輸株式会社 京都主管支店	一般社団法人 京都府トラック協会
日本貨物鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社 関西支社

名 称	名 称
西日本旅客鉄道会社 京都支店	近畿日本鉄道株式会社
京阪電気鉄道株式会社	阪急電鉄株式会社
京福電気鉄道株式会社	叡山電鉄株式会社
嵯峨野観光鉄道株式会社	北近畿タンゴ鉄道株式会社
WILLER TRAINS株式会社	西日本電信電話株式会社 設備本部
西日本電信電話株式会社 京都支店	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	関西電力株式会社 京都支店
関西電力送配電株式会社 京都支店	大阪ガス株式会社 京滋導管部
一般社団法人 京都府LPガス協会	郵政事業株式会社
日本郵政公社近畿支社京都中央郵便局	独立行政法人 国立病院機構 京都医療センター
一般社団法人 京都府医師会	

資料1.4.1 与謝野町の地形



資料1.4.4 気象の極値

表 気象の極値

項目	極値(第1位)	年月日	統計期間
最高気温	38.8℃	2018年 8月22日	1978/11～2021/12
最低気温	-7.7℃	1984年 2月12日	1978/11～2021/12
最大風速	20.1m/s 南東	2018年 8月24日	1978/11～2021/12
日降水量	178.5mm	2011年 9月21日	1978/11～2021/12
最大1時間降水量	71mm	2008年 7月28日	1976/04～2021/12
月間降水量の多い方	594mm	2018年 9月	1976/04～2021/12
月間降水量の少ない方	16mm	2000年 8月	1976/04～2021/12
月間日照時間の多い方	264.3時間	2018年 7月	1987/11～2021/12
月間日照時間の少ない方	40.3時間	2003年 7月	1987/11～2021/12

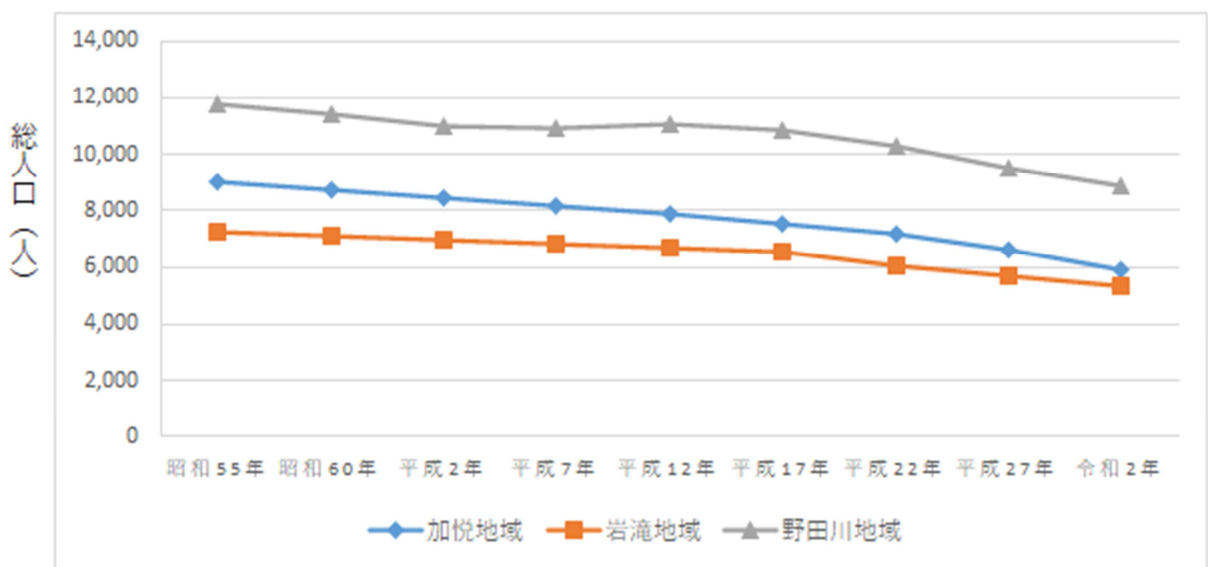
資料) アメダス、宮津(京都府)

資料1.4.5 総人口の推移

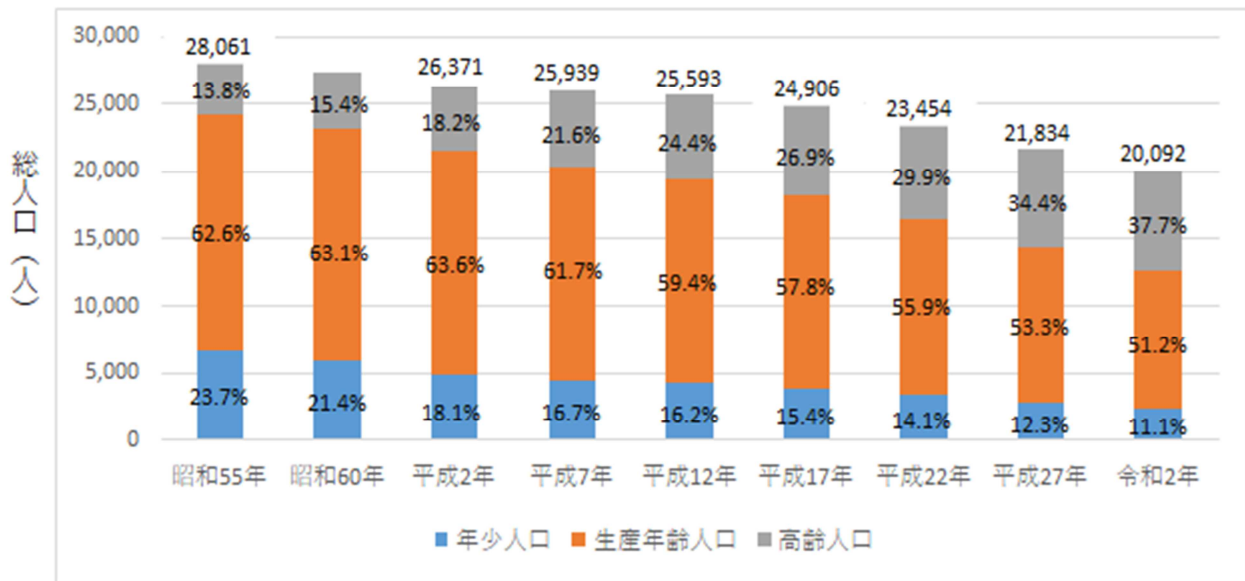
単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
加悦地域	9,013	8,747	8,416	8,188	7,867	7,526	7,178	6,581	5,932
岩滝地域	7,267	7,102	6,950	6,815	6,648	6,539	6,014	5,721	5,319
野田川地域	11,781	11,383	11,005	10,936	11,078	10,841	10,262	9,532	8,841
合計	28,061	27,232	26,371	25,939	25,593	24,906	23,454	21,834	20,092

資料) 令和2年国勢調査



資料1.4.6 年齢別人口の推移



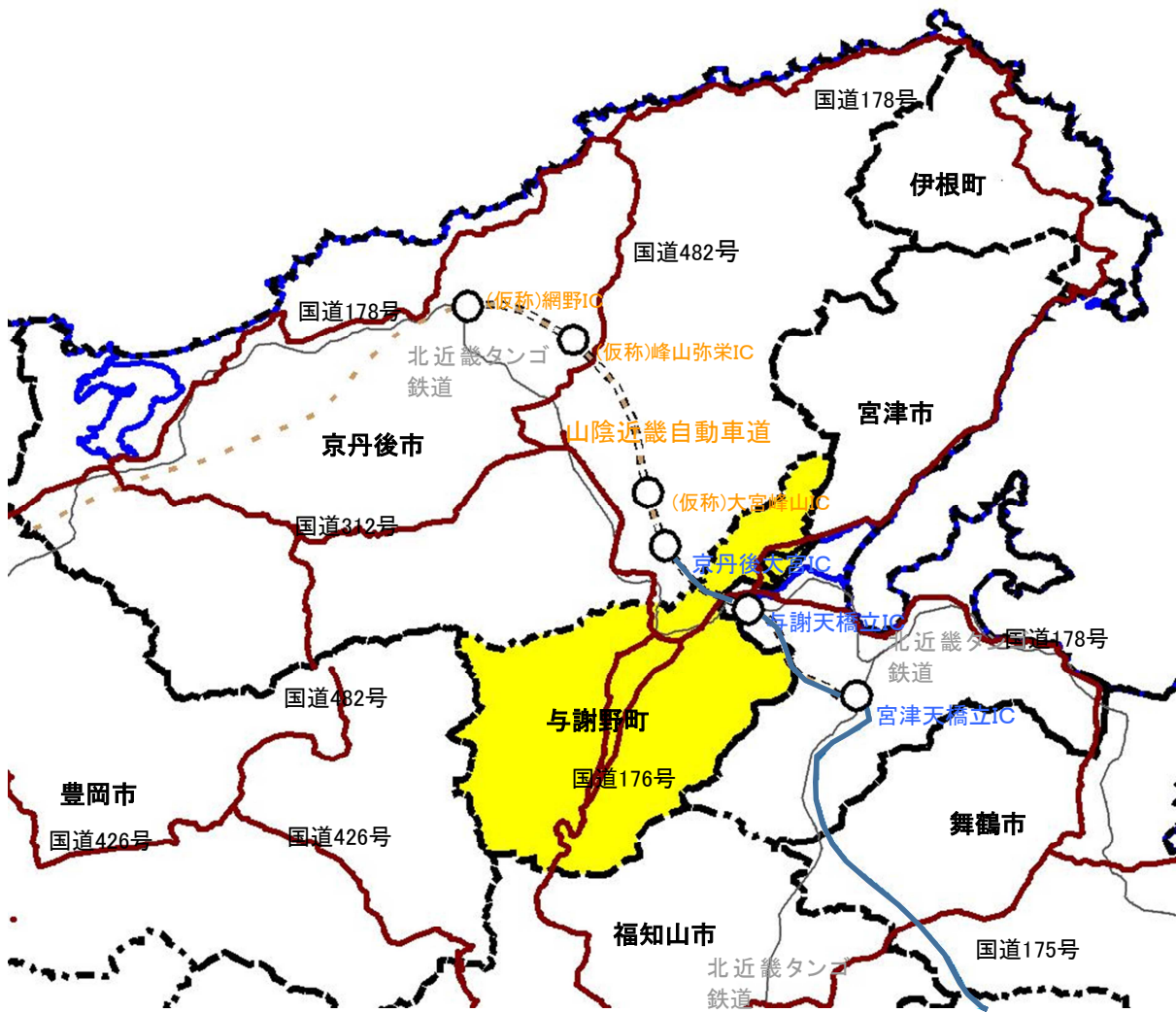
資料1.4.7 地区別年齢別人口

令和2年地域別年齢別人口

	総数	加悦地域	岩滝地域	野田川地域
総数	20,092人 100.0 %	5,932人 100.0 %	5,319人 100.0 %	8,841人 100.0 %
14歳以下	2,219人 11.1 %	599人 10.1 %	609人 11.6 %	1,011人 11.5 %
15～64歳	10,248人 51.2 %	2,914人 49.3 %	2,718人 51.6 %	4,616人 52.5 %
65歳以上	7,500人 37.7 %	2,397人 40.6 %	1,936人 36.8 %	3,167人 36.0 %

資料) 令和2年国勢調査

資料1.4.8 交通網



交通網図

資料1.4.9 主要な観光資源一覧

主要な観光資源一覧

区分	加悦地域	岩滝地域	野田川地域
景勝地・行事	滝の千年ツバキ (滝のツバキ) 加悦双峰公園 池ヶ成公園 上司谷公園 ちりめん街道	阿蘇海 (コハクチョウの群れ) 大内峠一字観公園 阿蘇シーサイドパーク	雲岩公園
温泉・健康増進施設	リフレかやの里 (温泉ではない)	天の橋立岩滝温泉 (クアハウス岩滝)	
自然体験型 レクリエーション	加悦双峰公園 かや山の家	大内峠一字観公園キャンプ場	野田川森林公園 三河内山の家
地場産業体験・ 物産販売	与謝野町文化・工芸の里 リフレかやの里 道の駅シルクのまちかや 古墳公園 (物産館) 染色センター	夢織館/シルクロード衣装館 お菓子の館はしだて	丹後ちりめん歴史館 織物技能訓練センター
資料館等	旧加悦鉄道加悦駅舎 加悦椿文化資料館・江山文庫 はにわ資料館		与謝野町立三河内郷土資料館
宿泊施設	かや山の家 リフレかやの里 加悦双峰公園バンガロー 民間旅館等	大内峠一字観公園コテージ	野田川ユースセンター

資料2.1.1 関係機関との協定一覧

- 1 京都府広域消防応援協定書（府内市町村、消防組合）
- 2 船舶火災の消火活動に関する宮津海上保安署と宮津与謝消防組合との協定書
- 3 消防相互応援に関する協定書（宮津与謝消防組合、丹波広域消防組合）

資料2.2.1 町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

番号	リスト	備考
1	住宅地区	
2	区域内の道路網	
3	輸送力、輸送施設	
4	避難施設	
5	備蓄物資、調達可能物資	
6	生活関連施設等	
7	関係機関の連絡先一覧、協定	
8	自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧	
9	宮津与謝消防組合等消防機関	
10	災害時要援護者の避難支援プラン	

資料2.2.2 避難施設

【避難地、避難所】

(1) 加悦地域

1. 避難地 (3箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・S RCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	加悦小中学校グラウンド	加悦1061他	-	-	-	16,635	2,911	算所・加悦奥・加悦・後野地区	13.4m	○	○	学校長	
2	与謝小学校グラウンド	滝468	-	-	-	6,882	1,204	与謝・滝・金屋地区	69.7m		○	学校長	
3	大江山運動公園グラウンド	滝881-1	-	-	-	16,915	2,960	与謝・滝・金屋地区	59.3m	○	○	教育長	

注1 収容可能人口については、面積×70% (グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため) ÷一人当たり4㎡で算出

2. 避難所 (22箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	算所地区公民館	算所516	42-6125	1	×	81	24	算所地区	11.4m	○		37.4km	50.9km	区長	
2	算所会館	算所121	43-0793	2	○	354	106	算所地区	11.8m	○		37.5km	51.1km	区長	
3	加悦奥地区公民館	加悦奥281	42-6700	2	○	305	92	加悦奥地区	20.7m	○		38.7km	52.3km	区長	
4	加悦地区公民館	加悦1011	42-7968	2	×	380	114	加悦地区	16.5m	○		37.6km	51.2km	区長	
5	後野地区公民館	後野586-1	42-3739	1	×	315	94	後野地区	13.9m		○	37.6km	51.2km	区長	
6	加悦小学校 (体育館)	加悦1061	43-1552	1	○	905	362	算所・加悦奥・加悦・後野地区	12.9m	○	○	37.6km	51.2km	学校長	
7	加悦中学校 (体育館)	加悦730	43-1553	1	○	1,080	432	算所・加悦奥・加悦・後野地区	17.1m	○	○	37.7km	51.3km	学校長	
8	加悦地域公民館	加悦451-2	43-0335	2	○	1,349	404	算所・加悦奥・加悦・後野地区	11.9m	○	○	37.5km	51.1km	館長	
9	与謝野町役場加悦庁舎・元気館	加悦433	43-1511	3	○	5,231	1,569	算所・加悦奥・加悦・後野地区	12.6m		○	37.4km	51.0km	町長	
10	与謝地区公民館	与謝2658	42-7966	2	×	248	74	与謝地区	84.2m	○		38.8km	52.4km	区長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管 理 責任者	備考
11	滝地区公民館	滝438-1	42-4839	2	×	409	123	滝地区	48.4m	○	○	38.2km	51.9km	区長	
12	金屋地区公民館	金屋307-1	42-6126	1	×	263	79	金屋地区	25.1m	○		37.8km	51.4km	区長	
13	与謝小学校（体育館）	滝468	42-2707	1	○	704	282	与謝・滝・金屋地区	65.4m	○	○	38.3km	52.0km	学校長	
14	大江山運動公園体育館	滝881-1	-	1	○	1,542	617	与謝・滝・金屋地区	59.3m		○	37.3km	50.9km	教育長	
15	若者センター	滝881-1	-	3	○	397	119	与謝・滝・金屋地区	54.9m	○	○	37.3km	50.9km	教育長	
16	旧農村女性の家	滝881-1	-	1	×	209	63	与謝・滝・金屋地区	67.2m	○		37.3km	50.9km	町長	
17	温江地区公民館	温江902	42-2429	1	×	221	66	温江地区	44.5m	○		36.3km	49.9km	区長	
18	かや山の家	温江1400	43-0860	1	×	478	143	温江地区	157.8m	○		35.1km	48.7km	町長	
19	明石地区公民館	明石1490-1	43-1425	1	×	379	113	明石地区	15.9m	○		36.1km	49.7km	区長	
20	香河地区公民館	香河422	42-7973	2	×	168	50	香河地区	111.2m	○		34.3km	47.9km	区長	
21	つばきこども園	明石2128	43-1432	1	○	1,814	544	温江・明石・香河地区	28.2m	○	○	36.3km	49.9km	園長	

注1 収容可能人口については、建物面積×60%（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり2㎡で算出

※ただし、体育館については80%が使用可能として算出

(2) 岩滝地域

1. 避難地 (6箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造(RC・SRCを含む)	面積(m ²)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	農村広場	弓木248	-	-	-	3,200	560	石田地区	30.6m	○	○	区長	
2	岩滝小学校グラウンド	岩滝443	-	-	-	10,773	1,885	岩滝・弓木地区	24.9m	○	○	学校長	
3	橋立中学校グラウンド	岩滝2330	-	-	-	12,685	2,219	岩滝地区	1.8m	○	○	学校長	
4	岩滝グラウンド	岩滝875-1	-	-	-	13,654	2,389	岩滝地区	4.7m	○	○	教育長	
5	阿蘇サイトパーク芝生広場	岩滝	-	-	-	18,723	3,276	男山地区	1.8m	○	○	町長	
6	男山八幡公園グラウンド	男山1465	-	-	-	6,600	1,155	男山地区	14.0m	○	○	区長	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、面積×70% (グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため) ÷一人当たり4 m²で算出

2. 避難所(24箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造(RC・SRCを含む)	面積(m ²)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	石田地区公民館	弓木964-1	46-2227	2	○	345	104	石田地区	7.2m	○		33.6km	46.9km	区長	
2	農業者健康管理施設	弓木248	-	1	○	510	204	石田地区	25.5m	○	○	33.7km	47.0km	区長	
3	弓木地区公民館	弓木1975-1	46-4255	2	○	359	108	弓木地区	3.6m	○		32.9km	46.1km	区長	
4	玉田寺	弓木1977	46-2019	1	×	120	36	弓木地区	8.7m	○		32.9km	46.1km	住職	
5	岩滝小学校(体育館)	岩滝443	46-2025	1	○	1,269	507	弓木・岩滝地区	27.3m	○	○	33.0km	46.2km	学校長	
6	橋立中学校(体育館)	岩滝2330	46-3525	1	○	1,148	459	岩滝地区	1.8m	○	○	32.4km	45.7km	学校長	
7	立町会館	岩滝2120	46-5512	1	×	205	61	岩滝地区	1.9m	○		32.7km	45.9km	区長	
8	西光寺	岩滝2011	46-2690	1	×	333	100	岩滝地区	1.9m	○		32.7km	45.9km	住職	
9	生涯学習センター知遊館	岩滝2271	46-2451	3	○	2,999	900	岩滝地区	1.8m	○	○	32.5km	45.7km	館長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管 理 責任者	備考
10	岩滝ふれあいセンター	岩滝2272-1	46-5556	2	○	1,210	363	岩滝地区	1.8m	○	○	32.6km	45.8km	福)与謝野町社会福祉協議会	
11	浜町会館	岩滝2302-1	46-5347	1	×	214	64	岩滝地区	1.3m	○		32.4km	45.6km	区長	
12	浜町野田会館	弓木1714-13	-	1	×	116	35	岩滝地区	1.3m	○	○	32.1km	45.4km	区長	
13	産業創出交流センター	岩滝1767-1	46-3226	2	○	184	55	岩滝地区	2.7m	○	○	32.5km	45.7km	町長	
14	岩滝保健センター	岩滝2046	46-0868	2	○	800	240	岩滝地区	1.5m	○	○	32.4km	45.6km	町長	
15	藪後区集会所	岩滝1262-3	-	1	×	150	45	岩滝地区	6.6m	○	○	32.7km	45.8km	区長	
16	岩滝体育館	岩滝861-2	46-5320	2	○	1,789	716	岩滝地区	3.2m	○		32.4km	45.6km	教育長	
17	岩滝小体育館	岩滝850	-	2	○	531	212	岩滝地区	1.7m	○	○	32.3km	45.5km	教育長	
18	岩滝武道場	岩滝850	-	1	○	496	198	岩滝地区	3.2m	○	○	32.3km	45.5km	教育長	
19	かえでこども園	岩滝717	46-2026	2	○	1,687	506	岩滝地区	6.1m	○	○	32.5km	45.7km	園長	
20	旧かえでこども園	岩滝861-2	-	1	○	1,231	369	岩滝地区	3.4m	○	○	32.4km	45.6km	町長	
21	東町会館	岩滝856-2	46-4253	1	×	370	111	岩滝地区	1.8m	○		32.4km	45.5km	区長	
22	男山地区公民館	男山381	46-2165	1	×	323	97	男山地区	6.0m	○	○	31.7km	44.8km	区長	
23	阿蘇海集会所	男山248-11	-	1	×	126	38	男山地区	1.9m	○	○	31.6km	44.8km	区長	
24	岩滝コミュニティーセンター	岩滝98-1	46-5339	1	×	438	131	男山地区	4.2m	○	○	32.0km	45.1km	町長	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、建物面積×60%（※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため）÷一人当たり2㎡で算出

※ただし、体育館については80%が使用可能として算出

(3) 野田川地域

1. 避難地 (15箇所)

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (m ²)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	管理責任者	備考
1	三河内小学校グラウンド	三河内1858	-	-	-	11,576	2,025	三河内地区	22.1m	○	○	学校長	
2	宮津天橋高等学校加悦谷学舎グラウンド	三河内810	-	-	-	13,900	2,432	三河内地区	8.7m	○	○	学校長	
3	三ツ葉グラウンド	三河内913	-	-	-	2,864	501	三河内地区	9.6m	○	○	町長	
4	野田川グラウンド	幾地450	-	-	-	16,525	2,891	三河内・四辻地区	19.7m	○	○	町長	
5	野田川森林公園	三河内28他	-	-	-	36,828	6,444	三河内地区	37.8m	○	○	合同会社コミュニティ野田川	
6	岩屋小学校グラウンド	岩屋278-1	-	-	-	9,705	1,698	岩屋地区	34.1m		○	学校長	
7	幾地さんさんパーク	幾地1720	-	-	-	11,575	2,025	幾地地区	24.1m	○	○	区長	
8	市場小学校グラウンド	幾地1013	-	-	-	11,515	2,015	幾地・四辻地区	19.3m	○	○	学校長	
9	江陽中学校グラウンド	四辻893	-	-	-	12,900	2,257	四辻・上山田地区	17.7m	○	○	学校長	
10	山田小学校グラウンド	下山田10	-	-	-	9,380	1,641	上山田・下山田地区	7.5m	○	○	学校長	
11	中縄遊園地	上山田1-1	-	-	-	388	67	上山田地区	11.6m	○	○	区長	
12	石川小学校グラウンド	石川743-2	-	-	-	9,978	1,746	石川地区	5.2m	○	○	学校長	
13	川上運動広場	石川5389-1	-	-	-	1,373	240	石川地区	47.0m	○	○	川上地区総代	
14	大宮運動広場	石川5193	-	-	-	2,363	413	石川地区	24.9m	○	○	大宮地区総代	
15	寺岡公園	石川5044-1	-	-	-	363	63	石川地区	16.7m	○	○	大宮地区総代	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、面積×70% (グラウンド施設・周辺部等使用不能の場所を除くため) ÷ 一人当たり4 m²で算出

2. 避難所（47箇所）

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管理責任者	備考
1	三河内小学校(体育館)	三河内1858	42-3602	1	○	512	205	三河内地区	22.1m	○	○	37.6km	51.1km	学校長	
2	宮津天橋高等学校加悦谷学舎(体育館)	三河内810	42-2171	1・2	○	2,831	1,132	三河内地区	8.7m	○	○	37.3km	50.8km	学校長	2棟
3	上地会館	三河内1779	42-6805	1	○	186	56	三河内地区	10.4m	○		37.5km	51.0km	館長	
4	出雲大社与謝分祠	三河内146	42-6211	2	○	3,901	1,170	三河内地区	48.5m	○		38.2km	51.7km	代表役員	貴宝殿 2,737、後藤 神社1,164
5	梅谷会館	三河内913	42-2670	1	×	230	184	三河内地区	9.4m	○	○	37.3km	50.9km	館長	
6	下地会館	三河内573-6	42-5023	1	×	184	55	三河内地区	8.5m	○		37.2km	50.7km	館長	
7	野田川ユースセンター	三河内48-1	42-2000	1	×	917	275	三河内地区	57.6m	○	○	37.9km	51.4km	財)コミュニ ティ野 田川	
8	倭文神社	三河内2251	43-0206	1	×	175	53	三河内地区	17.7m	○		37.6km	51.1km	宮司	2棟 ①75、② 100
9	岩屋小学校(体育館)	岩屋278-1	42-3603	1	○	740	296	岩屋地区	34.0m	○	○	38.9km	52.4km	学校長	
10	岩屋地区公民館	岩屋303-1	42-4336	2	○	465	140	岩屋地区	21.6m	○		38.9km	52.4km	区長	
11	旧岩屋保育所	岩屋205	42-3608	1	○	786	236	岩屋地区	35.3m		○	38.8km	52.3km	所長	
12	上地会館	岩屋938-1	-	1	×	129	39	岩屋地区	27.7m	○		39.4km	52.8km	館長	
13	奥地会館	岩屋541-1	-	1	×	104	31	岩屋地区	38.0m	○		39.2km	52.7km	館長	
14	下地会館	岩屋345	43-1200	1	×	108	32	岩屋地区	24.3m	○		39.0km	52.5km	館長	
15	西林地会館	岩屋9-10	-	1	×	141	42	岩屋地区	23.4m	○		38.5km	52.0km	館長	
16	市場小学校(体育館)	幾地1013	42-3174	1	○	1,052	421	幾地・四辻 地区	19.3m	○	○	37.1km	50.5km	学校長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管 理 責任者	備考
17	野田川こども園	幾地1329	42-3609	1	○	1,124	337	幾地地区	14.5m	○	○	37.3km	50.8km	所長	
18	幾地地区公民館	幾地1490	42-3411	1	○	412	124	幾地地区	14.6m	○	○	37.6km	51.1km	区長	
19	幾地さんさんパーク集会所	幾地1720	42-1373	1	○	269	81	幾地地区	23.9m	○	○	37.9km	51.4km	区長	
20	養源院	幾地1171	42-3314	2	×	187	56	幾地地区	29.2m	○		37.5km	50.9km	住職	
21	野田川わーくばる	四辻161	42-7711	2	○	610	183	四辻地区	7.9m	○	○	36.4km	49.9km	町長	
22	中央公民館	四辻142-1	43-1157	2	○	905	271	四辻地区	7.9m	○	○	36.5km	50.0km	館長	
23	野田川体育館	四辻145	—	1	○	739	295	四辻地区	7.9m	○	○	36.5km	50.0km	教育長	
24	江陽中学校（体育館）	四辻893	43-1162	1	○	1,653	661	四辻・上山田地区	18.3m	○	○	36.6km	50.0km	学校長	
25	四辻地区公民館	四辻1013-2	42-5611	1	○	377	113	四辻地区	14.3m	○	○	37.0km	50.5km	区長	
26	宝泉寺	四辻33	42-3704	2	×	272	82	四辻地区	14.2m	○		37.0km	50.5km	住職	
27	山田小学校（体育館）	下山田10	42-3605	1	○	497	199	上山田・下山田地区	9.2m	○	○	35.3km	48.7km	学校長	
28	山田保育所	下山田376	42-3610	1	○	1,085	326	上山田・下山田地区	14.1m		○	35.3km	48.7km	所長	
29	尾崎会館	上山田895	42-7933	1	×	198	59	上山田地区	28.7m	○		36.4km	49.8km	館長	
30	上山田地区公民館	上山田1130-4	43-1595	1	×	392	118	上山田地区	14.5m	○	○	36.0km	49.5km	区長	
31	水戸谷会館	上山田1351-2	43-0091	1	×	181	54	上山田地区	20.7m	○		35.8km	49.2km	区長	
32	コミュニティ消防センター（第3分団消防車庫詰所）	下山田393-1	—	2	○	214	64	上山田・下山田地区	10.5m	○	○	35.2km	48.6km	町長	
33	下山田ふれあいハウス	下山田1029-2	—	1	×	78	23	下山田地区	30.5m	○		34.9km	48.3km	区長	

番号	施設等名称	住所	電話番号	建物階層	コンクリート造 (RC・SRCを含む)	面積 (㎡)	収容人口	地区名	海拔高	風水害	地震	高浜原子力発電所との距離	大飯原子力発電所との距離	管 理 責任者	備考
34	与謝野駅舎	下山田1340-3	42-3202	1	○	129	39	下山田地区	6.6m	○	○	34.5km	47.9km	町長	
35	下山田地区公民館	下山田1170	42-3807	1	×	361	108	下山田地区	13.0m	○	○	34.7km	48.1km	区長	
36	下地会館	下山田1555	-	1	×	156	47	下山田地区	21.0m	○		34.3km	47.7km	館長	
37	石川小学校 (体育館)	石川743-2	42-3606	1	○	434	174	石川地区	5.2m	○	○	34.7km	48.2km	学校長	
38	石川保育所	石川556	42-3611	1	○	1,014	304	石川地区	4.3m	○	○	34.9km	48.3km	所長	
39	堂谷公民館	石川1445-2	-	2	×	177	53	石川地区	4.8m	○	○	33.7km	47.1km	堂谷地区総代	
40	下地公民館	石川2306	42-7979	1	×	121	36	石川地区	5.4m	○		34.5km	48.0km	下地地区総代	
41	石川農業構造改善センター	石川743-2他	42-3509	1	×	386	116	石川地区	7.0m	○	○	34.7km	48.2km	町長	
42	上地公民館	石川2507	42-3628	1	×	171	51	石川地区	8.2m	○		34.3km	47.8km	上地地区総代	
43	高津会館	石川2996-1	-	1	×	119	36	石川地区	8.7m	○		34.1km	47.6km	上地地区総代	
44	川上公民館	石川3223	42-5126	2	×	154	46	石川地区	43.5m	○	○	33.0km	46.5km	町長	
45	大宮神社	石川4990-1	-	1	×	128	38	石川地区	19.3m	○		34.6km	48.1km	宮司	
46	大宮会館	石川4548-6	43-0963	1	×	235	71	石川地区	22.6m	○		34.5km	48.0km	大宮地区総代	
47	亀山公民館	石川6386	42-6303	1	×	184	55	石川地区	6.3m	○		35.5km	49.0km	亀山地区総代	

注1 網がけ面積は、概数

注2 収容可能人口については、建物面積×60% (※玄関・トイレ等使用不能の場所を除くため) ÷一人当たり2㎡で算出

※ただし、体育館については80%が使用可能として算出

【福祉避難所】

施設名	住所	電話番号	海拔高	大飯原子力発電所との距離	高浜原子力発電所との距離	備考
特別養護老人ホーム与謝の園	明石80番地	42-0050	7.1m	35.9km	49.4km	
特別養護老人ホーム虹ヶ丘	岩屋600番地3	43-2011	30.1m	39.2km	52.7km	
特別養護老人ホームあじさい苑	弓木13番地6	46-5761	24.9m	33.1km	46.3km	
みんなのうち加悦奥	加悦奥138番地3	44-1712	16.6m	38.1km	51.7km	
みんなのうち後野	後野542番地6	44-2277	13.8m	37.4km	51.0km	
ふれあいホーム神宮寺	石川2376番地	44-2030	19.4m	34.4km	47.8km	
グループホーム芳寿館	四辻36番地2	44-3022	10.6m	37.0km	50.5km	
グループホームよさの	三河内883番地2	43-1840	8.9m	37.3km	50.8km	
グループホームふれあい	明石652番地1	44-1010	9.8m	36.0km	49.5km	
介護ハウスうえもり	明石642番地2	42-6663	9.8m	36.0km	49.5km	
小規模多機能型居宅介護ユメライフはしだて	岩滝901番地1	46-1150	7.4m	32.7km	45.8km	
知的障害者入所更生施設夢織りの郷	岩屋600番地6	43-0380	36.5m	39.1km	52.7km	
ほっとホーム	四辻1004番地	44-1886	18.2m	36.8km	50.3km	
宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター	岩滝2113番地	46-5390	1.7m	32.6km	45.8km	
リフレかやの里	金屋1730番地	43-1730	76.9m	37.0km	50.6km	
特別養護老人ホームやすら苑	加悦802番地7	43-2500	11.7m	37.5km	51.0km	
ショートステイやすらいろ	加悦802番地7	44-1177	11.7m	37.5km	51.0km	
岩滝あじさい苑ひより	岩滝98番地1	46-5339	4.2m	32.0km	45.1km	
野田川共同作業所	算所421番地	44-1545	7.7m	36.7km	50.2km	
デイサービスひまわり	上山田500番地1	43-2020	5.0m	35.2km	48.6km	

※各施設の受入可能人数は避難所設置時に協議する。

資料2.3.1 救援に必要な物資や資材

水防倉庫1棟当たりの資器材の備蓄、数量の基準

〈資 材〉

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
かます・俵		むしろ	100枚	鉄線(10番)	100kg
布袋類	600枚	釘(15cm)	12kg	鉄線(8番)	100kg
なわ	600kg	杉丸太	150本	割木	50束
ローソク	50本	長1.8m末口6cm		予備土玉石	若干
竹(竹杭用を含む)	50本	長1.6m末口9cm		予備砂利	

〈器 材〉

品 目	数 量	品 目	数 量	品 目	数 量
スコップ	30丁	かきや	10丁	のこぎり	4丁
かま	10丁	おの、又はなた	5丁	ペンチ	3丁
たこづち	8丁	くわ	10丁	バケツ	1個
ツルハシ	2丁	金づち	3丁	もっこ	若干
照明灯	若干	にない棒	若干		

資料3.2.1 町の各課における武力攻撃事態における業務

部名および部長	班名	事務内容
総務部 部長:防災危機管理 対策室長 副部長:総務課長 副部長:企画財政課長	本部事務局 (統括班、対策班) (防災危機管理対 策室) (行政係)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・武力攻撃警戒期及び事態発生直後の初動対応のとりまとめに関するこ と ・対策本部の設置及び運営閉鎖に関すること ・対策本部会議に関すること ・支部及び現地災害対策本部に関すること ・災害救助の資料その他災害救助の実施状況のとりまとめ及び府への報 告に関すること ・府・国・各防災関係機関との連絡調整に関すること ・自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整に関するこ と ・隣接市町との相互協力、他市町村への応援要請に関すること ・災害応急対策全般の調整に関すること ・活動拠点の配置のとりまとめに関すること ・電気、ガス、電話施設、その他公共性を有する施設等の応急対策実施 状況のとりまとめに関すること ・避難のとりまとめに関すること ・災害復旧、復興対策のとりまとめに関すること ・消防団との連絡調整に関すること ・防災行政無線局の管理運用に関すること ・災害の通信連絡に関すること ・被災地内の交通規制対策のとりまとめに関すること ・被災地内の防犯対策のとりまとめに関すること ・鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること ・被災地内の駐車場確保対策のとりまとめに関すること ・り災証明書の発行のとりまとめに関すること ・特殊標章の交付に関すること ・分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関すること ・本部長、副本部長の秘書、特命に関すること ・功労者の褒章に関すること
	本部事務局 (庶務班) (人事・庶務係)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員計画に関すること ・配備体制、応急対策その他の本部命令の伝達に関すること ・車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続 等緊急輸送のとりまとめに関すること ・町議会への報告及び町議会への提出書類のとりまとめに関すること ・各部各班の動員状況及び災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健 康管理その他の後方支援業務に関すること ・災害派遣職員、自衛隊の受入れに伴う後方支援業務に関すること
	本部事務局 (広報班) (秘書広報係)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報及び防災情報の処理に関すること ・会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること ・広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること ・報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務 ・本部長、副本部長の秘書、特命に関すること ・防災功労者の褒章に関すること

部名および部長	班名	事務内容
	本部事務局 (情報通信班) (企画政策係)	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報、避難や救援の実施状況、災害への対応状況、安否情報、その他統括班等から収集を依頼された情報に関する国、府、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 全般的な被害状況、被害応急実施状況のとりまとめ・記録に関すること 被害広報資料の収集及び提供に関すること 被害情報の報告に関すること
	財政班 (財政係)	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係費の予算措置及び支出に関すること 各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関すること 見舞金及び義援金の収入に関すること 救援物資の受付、保管に関すること 義援金の配分のとりまとめに関すること
岩滝支部 支部長:企画財政課長 副支部長:会計課長	連絡調達班 (財産活用・契約室)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り 災害時要配慮者等の安全確保対策 避難所の開設準備・初期開設、運營業務 災害時における総合相談窓口の開設、運営 応急物資の調達供給に関すること 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること その他総務部、民生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
加悦支部 支部長:住民税務課長 副支部長:福祉課長	連絡調達班 (住民係) (住民税係)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り 災害時要配慮者等の安全確保対策 避難所の開設準備・初期開設、運營業務 災害時における総合相談窓口の開設、運営 応急物資の調達供給に関すること 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること その他総務部、民生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動
	労務輸送班 (資産税係) (人権政策推進係)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 道路交通に関する応急対策活動 農林業用施設等に関する応急対策活動 上下水道施設に関する応急対策活動 観光施設に関する応急対策活動 その他建設部、産業部の所管する災害警戒、応急対策活動
野田川支部 支部長:地球温暖化対策室長 副支部長:社会教育課長	連絡調達班 (社会教育係) (文化財保護係)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の本部への報告 本部との連絡調整、その他支部における庶務・連絡業務 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り 災害時要配慮者等の安全確保対策 避難所の開設準備・初期開設、運營業務 災害時における総合相談窓口の開設、運営 応急物資の調達供給に関すること 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること その他総務部、民生部、教育部の所管する災害警戒、応急対策活動

部名および部長	班名	事務内容
	労務輸送班 (地球温暖化対策室)	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集 道路交通に関する応急対策活動 農林業用施設等に関する応急対策活動 上下水道施設に関する応急対策活動 観光施設に関する応急対策活動 その他建設部、産業部の所管する災害警戒、応急対策活動
建設部 部長：建設課長 副部長：産業観光課長	施設班 (管理係) (都市計画係)	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁交通不能等による人的危険回避対策のとりまとめに関すること 他部・支部との連絡及び部内各班相互の連絡調整に関すること 資機材の輸送調達に関すること 公共土木施設災害の取りまとめに関すること
	土木班 (土木係)	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること 河川・水路・海岸・砂防施設等の応急対策、災害復旧対策のとりまとめに関すること 災害応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめに関すること 交通事情の把握に関すること
	住宅 (住宅係)	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめに関すること 被災宅地危険度判定実施のとりまとめに関すること 応急仮設住宅の用地確保、建設のとりまとめに関すること 被災者への住宅供給のとりまとめに関すること 被災住宅の災害救助法に基づく応急修理等のとりまとめに関すること
	商工班 (商工振興係)	<ul style="list-style-type: none"> 各庁舎等への応急対策指導に関すること 各庁舎への金融措置指導に関すること 商工業施設等の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること 中小企業における応急対策、災害復旧のとりまとめに関すること 商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関すること
	観光班 (観光振興係)	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等の被害防止に関すること 観光施設等の応急対策に関すること 観光客等に対する連絡等に関すること 観光協会等関係機関との連絡調整に関すること 町内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること
	ボランティア班 (労働雇用対策係)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者のボランティアの受入れのとりまとめに関すること
民生部 部長：福祉課長 副部長：保健課長 副部長：子育て応援課長	救助班 (社会福祉係) (障害者福祉係) (介護高齢係)	<ul style="list-style-type: none"> 救急患者の輸送に関すること 災害救助に関する救助事務全般に関すること 災害見舞金に関すること 被災者の生活支援に関すること 物価の安定等町民生活擁護対策のとりまとめに関すること 義えん金品の受付・配分に関すること その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること
	救護班 (地域包括支援センター) (家庭応援係) (こども応援係)	<ul style="list-style-type: none"> 被災者向け保健、心のケア対策のとりまとめに関すること 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時要配慮者等の救援に関する統括 園児の避難、救護対策のとりまとめに関すること 保育所施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関すること 保育所における応急保育の実施のとりまとめに関すること 保育所施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関すること
	医務班 (国保・医療係) (保健係) ※診療所は、設置される地区の支部に属し救護活動に従事。	<ul style="list-style-type: none"> 医療、助産救護対策のとりまとめに関すること 医療機関との連絡調整に関すること 災害対策用医療薬品並びに衛生材料の調達及び配付のとりまとめに関すること 被災傷病者の応急処置に関すること 被災傷病者の搬送に関すること 被災傷病者の情報収集に関すること

部名および部長	班名	事務内容
産業部 部長:農林環境課長 副部長:農林環境課主幹	農業班 (農林水産振興係)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関する事 ・農業関係の復興支援対策のとりまとめに関する事 ・農協を通じた食料その他救助救援物資、資機材、農業生産資材などの確保、調達、配付協力のとりまとめに関する事
	林業水産班 (農林水産振興係)	<ul style="list-style-type: none"> ・林業・水産関係の被害調査、応急対策のとりまとめに関する事 ・林業・水産関係の復興支援対策のとりまとめに関する事 ・林業・水産関係の資機材の確保、調達、配付協力のとりまとめに関する事 ・港湾に係る災害対策のとりまとめに関する事 ・港湾施設の防災及び応急対策、災害復旧のとりまとめに関する事 ・港湾の関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめに関する事
	農林施設班 (農林土木係)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害のおそれのあるため池・水路等の応急対策のとりまとめに関する事 ・農地、農林業用施設の被害調査のとりまとめに関する事
教育部 部長:学校教育課長 副部長:社会教育課長	給食班 (学校給食係)	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し等による食品の確保供給に関する事 ・炊き出し等の施設の確保整備に関する事 ・学校給食対策に関する事
	避難所班 (総務係) (議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・園・学校施設の被害防止に関する事 ・園・学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめに関する事 ・園・学校施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事 ・園・学校施設の点検・復旧に関する事
	学校教育班 (学校教育係)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめに関する事 ・園・学校における応急教育の実施のとりまとめに関する事 ・園・学校における学用品等の供給に関する事
	社会施設班 (社会教育係)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事 ・社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事 ・社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事
	文化施設班 (文化財保護係)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関する事 ・文化施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事 ・文化施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事 ・文化施設の被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事
住民部 部長:住民税務課長 副部長:住民税務課主幹 副部長:農林環境課主幹	住民班 (住民係)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営のとりまとめに関する事 ・被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関する事 ・被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関する事 ・災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関する事 ・外国人の救援救護対策のとりまとめに関する事 ・行方不明者に関する事
	環境衛生班 (環境係)	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生に関する事 ・防疫、衛生対策のとりまとめに関する事 ・遺体の捜索、収容、埋葬のとりまとめに関する事 ・ごみ・し尿収集処理、土砂、がれき処理のとりまとめに関する事 ・災害時における環境保全対策のとりまとめに関する事 ・ペットの保護対策のとりまとめに関する事

部名および部長	班名	事務内容
	調達・輸送班 (住民税係)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用電話の確保に関する事 ・応急資機材等確保に関する調整、とりまとめ、輸送、供給に関する事 ・食料・生活必需品の調達・管理、輸送、供給に関する事 ・応援物資の管理、輸送、供給に関する事
	家屋調査班 (資産税係)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害状況の調査に関する事
	救助隊受け入れ班 (庶務係)	<ul style="list-style-type: none"> ・救助隊受け入れに関する事。 ・救助隊派遣に関する事。
上下水道部 部 長: 上下水道課長 副部長: 上下水道課主幹	水道班 (管理係) (整備係)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査、応急復旧のとりまとめに関する事 ・緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめに関する事 ・病院等防災拠点施設及び町民への応急給水のとりまとめに関する事 ・他水道事業者及び水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関する事
	下水道班 (管理係) (整備係)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設等の被害調査、応急復旧のとりまとめに関する事 ・下水道施設を活用したし尿処理協力のとりまとめに関する事 ・他下水道事業者及び下水道関係業者団体等との連絡のとりまとめに関する事
消防団部 部 長: 消防団長	各消防分団班 (各消防分団長)	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火及び出火防止活動 ・倒壊建物等生理め被災者の救出 ・町民向け避難命令の伝達、広報の協力 ・緊急避難時の誘導、安全確保 ・負傷者の救護 ・災害による行方不明者の救助・搜索活動 ・火災、水災等の被災状況調査の協力 ・河川、海岸、ため池、土砂災害危険箇所、危険建物その他危険区域におけるパトロール等応急措置への協力に関する事 ・被災地における防犯対策への協力に関する事

資料3.3.1 自主防災組織

(1) 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及を図るため、与謝野町地域防災計画 第17節「防災知識普及計画」、第18節「防災訓練・調査計画」とともに、自主防災組織整備にむけてのパンフレット、ポスターの作成及び座談会、講演会などの開催に積極的に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行う上で、地域の実情に応じた適切な規模を単位として、組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(3) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

(4) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくため、町において自主防災計画の作成、自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

(5) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

ア 役員

(ア) 防災責任者及びその任務

(イ) 班長及びその任務

イ 会議

(ア) 総会

(イ) 役員会

(ウ) 班長会等

(6) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動ができるよう、あらかじめ防災計画を定めておくものとし、この計画には次の事項を記載する。

ア 地域住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。

イ 地域住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。

ウ 自主防災訓練ができるよう、その時期、内容等についてもあらかじめ計画を立てかつ、町が

行う訓練にも積極的に参加すること。

エ 防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。

オ 出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知の徹底、点検整備を行うこと。

カ 避難場所、避難道路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資を検討しておくこと。

キ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。

ク その他自主的な防災に関すること。

資料3.6.1 様式第1号安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式 1

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料3.6.2 様式第2号安否情報収集様式(死亡住民)

様式 2

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

資料 3.6.3 様式第3号安否情報収集報告書

様式第 3号 (第 2条関係)

報告日時： 年 月 日 時 分

担当姓名： 市町村名：													
避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡又は重傷又は失踪に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要な情報	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」又は「該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意については、当該同意がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

資料3.6.4 様式第4号安否情報照会書

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申 請 者 住 所 _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

資料3.6.5 様式第5号安否情報回答書

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日			
殿			
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
照会に係る者	住 所		
	氏 名		
	フリガナ		
出生の年月日		男 女 の 別	
国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)		その他個人を識別するための情報	
居 所		負傷又は疾病の状況	
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

資料3.10.1 町内に存在する文化財等

(1) 国指定文化財等

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
1	彫刻	木造女神坐像	2 軀	平安時代	昭和 25 年 8 月 29 日	男山	三河内区長村山和生様気付	
2	工芸品	石燈籠	1 基	室町時代 (南北朝期)	昭和 38 年 7 月 1 日	四辻	八幡神社	永和 4 年(1378)の銘。昭和 4 年 2 月 22 日国重要美術品指定
3	歴史資料	123 号機関車	1 基	明治 6 年 (1873)	平成 17 年 6 月 9 日	加悦 SL 広場	宮津海陸運輸株式会社	附 機関車台帳 2 冊
4	考古資料	袈裟褌文銅鐸	1 個	弥生時代後期	昭和 28 年 11 月 14 日	京都国立博物館	梅林寺	昭和 9 年 7 月 31 日国重要美術品指定
5	考古資料	京都府大風呂南 1 号墓出土品	1 括	弥生時代後期	平成 13 年 6 月 22 日	江山文庫	与謝野町	弥生時代後期後半
6	史跡	蛭子山古墳	3 基	古墳時代前期	昭和 5 年 7 月 8 日	明石	与謝野町	古墳時代前期後半
7	史跡	作山古墳	5 基	古墳時代前半期	昭和 5 年 7 月 8 日	明石	与謝野町	古墳時代前期後半
8	史跡	白米山古墳	1 基	古墳時代前期	平成 14 年 3 月 19 日	後野	私有地ほか	古墳時代前期中頃
9	史跡	日吉ヶ丘・明石墳墓群	-	弥生時代中期～古墳時代前期	平成 17 年 7 月 14 日	明石・温江	与謝野町ほか	日吉ヶ丘墳墓群：弥生時代中期、明石墳墓群：後期末～古墳時代前期前半

(2) 国選定文化財

(本制度は、昭和 8 年 4 月 1 日公布・施行、昭和 25 年 8 月 29 日廃止。法的根拠はないが、名称は使用して可とのこと。)

No.	種別	名称	数量	時代	登録日	所在地	所有者	備考
1	伝統的建造物群保存地区	与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区	-	-	平成 17 年 12 月 27 日	加悦・後野	与謝野町ほか	選定面積約 12.0ha

(3) 国登録文化財

No.	種別	名称	数量	時代	登録日	所在地	所有者	備考
-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 国重要美術品

No.	種別	名称	数量	時代	登録日	所在地	所有者	備考
1	工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉時代	昭和 13 年	加悦	天満神社	昭和 25 年 8 月 29 日制度廃止、京都府指定文化財(工芸品)
2	考古資料	銅鐸	1 個	弥生時代中期	昭和 8 年	京都国立博物館	国	昭和 25 年 8 月 29 日制度廃止

(5) 京都府指定文化財

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
1	建造物	加悦町役場庁舎	1 棟	昭和 4 年	平成 9 年 3 月 14 日	加悦	与謝野町	附 棟札 1 枚、加悦町役場新築設計図 8 枚
2	建造物	尾藤家住宅	8 棟	江戸時代～昭和時代	平成 14 年 3 月 26 日	加悦	与謝野町	江戸時代末から
3	建造物	天満神社本殿	1 棟	江戸時代	平成 18 年 3 月 17 日	加悦	天満神社	附 棟札 5 枚、脇障子 2 枚 享保 18 年(1733)
4	絵画	紙本墨画方士求不死薬図	1 双	江戸時代中期	昭和 61 年 4 月 15 日	滝	施薬寺	与謝蕪村筆、宝暦 4～7 年(1754～57)
5	絵画	紙本墨画淡彩禅宗祖師図	1 双	桃山時代	令和 4 年 3 月 22 日	温江	常栖寺	
6	工芸品	石燈籠	1 基	鎌倉時代	平成 7 年 3 月 14 日	加悦	天満神社	
7	考古資料	人面付土器頭部片 温江遺跡出土	1 点	弥生時代前期	平成 25 年 3 月 19 日	町施設	与謝野町	

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
8	考古資料	舟形石棺 蛭子山1号墳出土	1合	古墳時代前期	平成31年3月29日	明石	与謝野町	
9	史跡	後野円山古墳群	2基	古墳時代中期	昭和58年4月15日	後野	私有地	指定面積1485㎡
10	史跡	嶋谷東古墳	3基	古墳時代中期	平成5年4月9日	温江	私有地	
11	史跡	滝岡田古墳	1基	古墳時代後期	平成21年3月24日	滝	与謝野町	546㎡・円墳
12	史跡	地藏山墳墓	-	平安時代末 ～江戸時代前期	平成23年3月25日	幾地	幾地区	
13	名勝	西光寺庭園	-	江戸時代	昭和58年4月15日	後野	西光寺 (加悦地域)	指定面積306㎡
14	名勝	常栖寺庭園	-	江戸時代	昭和58年4月15日	温江	常栖寺	指定面積464㎡
15	天然記念物	滝のツバキ	1本	-	平成元年4月14日	滝	滝区	指定面積413㎡
16	天然記念物	神宮寺のコウヤマキ	1本	-	昭和61年4月15日	石川	神宮寺	

(6) 京都府登録文化財

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
1	建造物	木積神社本殿	1棟	江戸時代	平成15年3月14日	弓木	木積神社	
2	建造物	倭文神社本殿	1棟	江戸時代	平成8年3月15日	三河内	倭文神社	
3	無形民俗文化財	木積神社祭の神楽、太刀振、笹ばやし	-	-	平成2年4月17日	弓木	石田区・弓木区	
4	無形民俗文化財	三河内の曳山行事	-	江戸時代後期	昭和62年4月15日	三河内	三河内祭保存団体連合会	与謝野町指定文化財 (無形民俗文化財)
5	無形民俗文化財	後野の屋台行事	-	江戸時代後期	昭和62年4月15日	後野	後野区祭礼屋台行事保存団体連合会	与謝野町指定文化財 (無形民俗文化財)

(7) 京都府暫定登録文化財

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
1	建造物	明境神社本殿	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	下山田	明境神社	一間社流造、こけら葺
2	建造物	板列八幡神社本殿	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	男山	板列八幡神社	桁行3間、梁行2間、神明造、銅板葺
3	建造物	板列八幡神社幣殿	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	男山	板列八幡神社	桁行1間、梁行1間、一重、切妻造、妻入、銅板葺
4	建造物	常栖寺本堂	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	温江	常栖寺	桁行14.0m、梁行10.9m、一重、入母屋造、背面下屋附属、棧瓦葺
5	建造物	常栖寺寶堂	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	温江	常栖寺	土蔵造、桁行4.5m、梁行4.5m、宝形造、棧瓦葺
6	建造物	常栖寺庫裏	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	温江	常栖寺	桁行15.2m、梁行7.9m、一重、入母屋造、西面及び北面下屋附属、棧瓦葺
7	建造物	常栖寺山門	1棟	江戸時代	平成31年2月1日	温江	常栖寺	一間一戸楼門、入母屋造、棧瓦葺
8	建造物	西禪寺本堂	1棟	江戸時代	令和3年3月30日	石川	西禪寺	
9	書跡・典籍	蕪村筆連句稿 歌仙「はしたてや」	1巻	江戸時代	平成30年3月23日	-	個人	
10	古文書	加悦区有文書	4,502点	江戸時代～昭和	平成30年3月23日	加悦	加悦区	
11	歴史資料	俳額「奉納四季発句合」	1面	江戸時代	平成30年3月23日	温江	寿福堂	
12	歴史資料	俳額「奉納発句合」	1面	江戸時代	平成30年3月23日	与謝	下宮神社	与謝野町指定文化財：下宮神社の俳額
13	歴史資料	俳額「奉納歌僊行」	1面	江戸時代	平成31年2月1日	与謝	柴神社	与謝野町指定文化財：柴神社の俳額

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
14	考古資料	金銅製獅子形飾り金具 雲岩寺跡出土	1点	鎌倉時代	平成29年9月29日	明石	与謝野町	
15	考古資料	木製梯子 温江遺跡出土	1点	弥生時代後期	平成29年12月27日	明石	与謝野町	
16	考古資料	石鑿 蔵ヶ崎遺跡出土	1点	弥生時代前期	平成29年12月27日	明石	与謝野町	
17	考古資料	特殊円筒埴輪 谷垣遺跡出土	5点	古墳時代前期	平成29年12月27日	明石	与謝野町	
18	考古資料	土製品 蛭子山1号墳出土	8点	古墳時代前期	平成29年12月27日	明石	与謝野町	
19	考古資料	土製品 作山1号墳出土	55点	古墳時代前期	平成29年12月27日	明石	与謝野町	
20	有形民俗文化財	板列八幡神社奉納船絵馬	1点	江戸時代	平成30年3月23日	男山	板列八幡神社	

(8) 京都府決定文化財

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
1	文化財環境保全地区	倭文神社文化財環境保全地区	-	-	平成9年3月14日	三河内	倭文神社	
2	文化財環境保全地区	木積神社文化財環境保全地区	-	-	平成15年3月14日	弓木	木積神社	
3	文化財環境保全地区	天満神社文化財環境保全地区	-	-	平成18年3月17日	加悦	天満神社	50-1、50-6、50-7、50-8、50-9、50-10、50-12の各地番

(9) 与謝野町指定文化財

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
1	建造物	宝巖寺の山門	1棟	江戸時代	昭和57年6月10日	加悦	宝巖寺	附 棟札、文化15年(1818)
2	建造物	後野愛宕神社の拝殿	1棟	江戸時代	平成4年12月3日	後野	愛宕神社	
3	建造物	いろりの館	1棟	江戸時代	平成4年11月25日	明石	与謝野町	
4	建造物	梅林寺の山門	1棟	江戸時代	平成6年11月24日	三河内	梅林寺	寛政5年(1793)
5	建造物	旧加悦鉄道加悦駅舎	1棟	昭和元年	平成8年5月1日	加悦	与謝野町	昭和元年(大正15年)12月15日開通
6	建造物	八幡神社末社恵比須神社の本殿	1棟	江戸時代	平成8年4月23日	四辻	八幡神社	17世紀後半
7	建造物	鞭家住宅	1棟	江戸時代	平成17年6月6日	石川	個人	19世紀前半
8	建造物	阿知江山石部神社の本殿	1棟	江戸時代	令和3年12月2日	岩屋	阿知江山石部神社	附 宮殿1棟・棟札5枚、文化8年(1811)
9	絵画	絹本着色仏涅槃図	1幅	室町時代	昭和57年6月10日	加悦	吉祥寺	
10	絵画	絹本着色釈迦如来図	1幅	室町時代	昭和57年6月10日	加悦	吉祥寺	
11	絵画	尾藤家住宅襖絵群	10組	江戸時代～大正時代	平成15年7月16日	加悦	与謝野町	原在中ほか
12	絵画	大瀑布図	1幅	明治時代	平成16年6月7日	岩屋	雲岩寺	明治時代中期
13	彫刻	木造阿彌陀如来坐像	1軀	室町時代(南北朝)	昭和57年6月10日	加悦	宝巖寺	
14	彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	平安時代	昭和57年6月10日	与謝	金剛寺	
15	彫刻	木造愛染明王坐像	1軀	室町時代	昭和57年6月10日	滝	施薬寺	
16	彫刻	木造薬師如来立像	1軀	室町時代	昭和57年6月10日	滝	施薬寺	
17	彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	室町時代	昭和57年6月10日	金屋	三縁寺	
18	彫刻	木造阿彌陀如来坐像	1軀	室町時代	昭和57年6月10日	金屋	三縁寺	
19	彫刻	木造神像	4軀	鎌倉神社	昭和57年6月10日	明石	須代神社	
20	彫刻	木造狛犬	1軀	鎌倉時代	昭和57年6月10日	明石	須代神社	
21	彫刻	木造十一面観音立像	1軀	鎌倉時代	昭和57年6月10日	明石	個人	
22	彫刻	木造薬師如来坐像	1軀	平安時代	昭和62年10月12日	三河内	三河内薬師庵護持会	

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
23	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	
24	彫刻	木造二天部形立像	2 軀	平安時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	伝増長天立像・伝持国天立像
25	彫刻	木造毘沙門天立像	1 軀	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	
26	彫刻	木造阿彌陀如来坐像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	京都府立丹後郷土資料館寄託	明境神社	
27	彫刻	木造阿彌陀如来立像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	西禅寺	
28	彫刻	木造聖観音菩薩坐像	1 軀	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	福寿寺 (野田川地域)	
29	彫刻	銅造観音菩薩立像	1 軀	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	石川	大命神社	
30	彫刻	三縁寺墓地の石造六地藏像	1 基	室町時代	令和 3 年 12 月 2 日	金屋	三縁寺	
31	工芸品	南京大鉢	1 枚	-	昭和 42 年 7 月 1 日	与謝野町立農村文化保存伝習センター	与謝野町	
32	工芸品	吉祥寺の懸仏	1 面	室町時代(南北朝)	昭和 57 年 6 月 10 日	加悦	吉祥寺	
33	工芸品	大虫神社の石造五重塔	1 基	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	大虫神社	
34	工芸品	後野西光寺の板碑	1 基	室町時代	昭和 57 年 6 月 10 日	後野	西光寺 (加悦地域)	応永十六年(1409) 銘
35	工芸品	下山田愛染堂の石燈籠	1 軀	室町時代	昭和 62 年 10 月 12 日	下山田	下山田愛染堂保存会	応永三十三年(1426) 銘
36	工芸品	雲岩寺の宝篋印塔	1 基	鎌倉時代	昭和 62 年 10 月 12 日	岩屋	雲岩寺	永仁二年(1294) 銘
37	工芸品	雲岩寺の鑄銅三具足	1 具	江戸時代	平成 10 年 6 月 25 日	岩屋	雲岩寺	貞享八年(1688)
38	工芸品	一念寺の逆修石碑	1 基	室町時代	平成 12 年 2 月 1 日	算所	一念寺	「長享三」銘(1489) 最大高 215cm 最大幅 200 cm 最大奥行 105 cm(地表計測)
39	工芸品	石田の大板碑	1 基	室町時代	平成 16 年 8 月 6 日	弓木	石田区	
40	工芸品	滝の磨崖五輪塔	1 基	鎌倉時代	平成 17 年 2 月 28 日	滝	個人	応長(1311) 銘
41	書跡	下宮神社の俳額	1 枚	江戸時代	平成 17 年 2 月 28 日	与謝	下宮神社	文化七年(1810) 奉納
42	書跡	柴神社の俳額	1 枚	江戸時代	平成 17 年 2 月 28 日	与謝	柴神社	文化五年(1808) 奉納
43	典籍	鎌倉神社の大般若経	1 組	室町時代	平成 17 年 2 月 28 日	滝	鎌倉神社	応永三・五年(1396～1398)の年記(書写)
44	古文書	紙本墨書愚中周及墨跡	1 幅	室町時代	平成 8 年 5 月 1 日	与謝	金剛寺	
45	考古資料	大虫神社の経文断片	-	鎌倉時代	昭和 57 年 6 月 10 日	温江	大虫神社	
46	考古資料	岩滝丸山古墳の石棺	1 基	古墳時代前期	平成 20 年 3 月 12 日	岩滝	与謝野町	
47	考古資料	日ヶヶ丘 1 号墓埋葬部出土の管玉群	一括	弥生時代中期	平成 20 年 3 月 12 日	明石	与謝野町	677 個以上
48	歴史資料	旧加悦鉄道車両群	10 両	明治時代～昭和 11 年	平成 15 年 12 月 12 日	滝	宮津海陸運輸株式会社	
49	無形民俗文化財	岩滝の獅子神楽	-	-	昭和 43 年 4 月 3 日	岩滝	岩滝連合区	
50	無形民俗文化財	三河内の曳山行事	-	江戸時代後期	平成元年 12 月 14 日	三河内	三河内祭保存団体連合会	京都府登録文化財(無形民俗文化財)
51	無形民俗文化財	後野の屋台行事	-	江戸時代後期	平成 4 年 12 月 3 日	後野	後野区祭礼屋台行事保存団体連合会	京都府登録文化財(無形民俗文化財)
52	無形民俗文化財	大命神社の笹ばやし	-	江戸時代	平成元年 12 月 14 日	石川	大命神社笹ばやし保存会	
53	史跡	上司古墳	1 基	古墳時代後期	昭和 43 年 7 月 19 日	金屋	私有地	
54	史跡	明石愛宕山 3 号墳	-	古墳時代前期	昭和 43 年 7 月 19 日	明石	私有地	方墳
55	史跡	小森山 1 号墳	1 基	古墳時代後期	平成 5 年 9 月 17 日	三河内	与謝野町	

No.	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
56	史跡	福井遺跡	-	鎌倉時代 ～室町時代	平成12年2月1日	後野	西光寺 (加悦地域)	1130 m ² ・正中二 (1325)・歴応三 (1340)・応永十六 (1409)銘ありとされる
57	史跡	鞭谷5号墳	1基	古墳時代後期	平成20年3月12日	石川	福寿寺	
58	天然記念物	石田権現のスタジイ	1本	-	昭和42年6月1日	弓木	石田区	
59	天然記念物	雲岩寺のコブシ	1本	-	平成13年2月13日	岩屋	雲岩寺	
60	天然記念物	明境神社のボダイジュ	1本	-	平成13年2月13日	下山田	明境神社	

(10) 与謝野町登録文化財

	種別	名称	数量	時代	指定日等	所在地	所有者	備考
-	-	-	-		-			-

※『町内に存在する文化財等』は令和5年1月1日時点のもの